



2022 年度版

インド 投資 ガイド

KPMG インド



はじめに

このインド投資ガイドはインドへの投資や事業を考えられている方々のために、情報提供を目的として、KPMGが発行している出版物のひとつです。投資の奨励制度、規制、税制、実務上の課題などについても基本的な情報を提供します。各事項に関する詳細や例外的な取り扱いなどについては言及しておりません。また、本冊子の発行後に規制などが変更されることもあります。特に断り書きのない限り、本冊子に記載されている内容は、巻頭の2022年度予算案の記載を除き、2021年9月の時点で入手可能な情報に基づいたものです。実際にインドでの事業を始められる場合は、その事業に関わる全ての事項を詳細に検討する必要があります。したがって、意思決定の際には、あらかじめ専門家の詳細かつ最新のアドバイスを受けるようにお勧めします。

KPMGは、監査、税務、アドバイザリーサービスを提供するプロフェッショナルファームのグローバルネットワークです。

KPMGジャパンはGJP (Global Japanese Practice) というネットワークを通じ、日系企業の海外現地法人に対するサービス体制の強化に取り組んでいます。

KPMGインドは、KPMGインターナショナルのメンバーファームとして、1993年9月に設立されました。日系企業の重要投資先として注目されている6都市（デリー、ムンバイ、プネ、アーメダバード、ベンガルール、チェンナイ）をはじめインド国内全域に事務所を擁しており、日本人スタッフが現地プロフェッショナルと協働し、きめ細やかなサービス体制を構築しています。

目次

2022年2月公表予算案について	1
1. インド進出に関する諸制度	4
1-1 外資規制	4
1-2 産業ライセンス、許認可、環境規制	5
1-3 工業用地の確保	5
1-4 事業拠点の設立	6
1-5 資金調達	9
1-6 インセンティブ	10
2. 税制	14
2-1 直接税－法人税	14
2-2 直接税－移転価格税制	19
2-3 BEPS(Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食及び利益移転、以下「BEPS」)対応	21
2-4 直接税－個人所得税	24
2-5 間接税－GST	28
2-6 稅務調査と税務訴訟	29
2-7 インド税務に関するその他の論点	32
3. 会計、監査	35
3-1 会計基準	35
3-2 年次報告	38
3-3 内部監査	38
3-4 外部監査	39
4. 事業運営	41
4-1 会社法	41
4-2 合弁会社	42

4-3	コーポレートガバナンス	44
4-4	労働関連法	46
4-5	日本人就労のルール(就業許可、FRRO、PF)	50
4-6	知的財産権とブランド	51
4-7	電気電子機器の産業廃棄物処理	52
4-8	ESG.....	53
5.	事業の拡大、縮小.....	54
5-1	増資、減資	54
5-2	有償減資以外の利益還流.....	55
5-3	事業拠点の清算、撤退、閉鎖.....	56
5-4	合併、企業統合、組織再編	59
	インドでの連絡先.....	61
	日本での連絡先	62

2022年2月公表予算案について

インドにおいては例年2月に予算案が発表され、当該予算案には税制改正案などが多く含まれることから、ビジネスへの影響が大きく、広く注目されているイベントとなっている。

ここでは2022年2月1日に公表された予算案について、公開時点の情報に基づき、広く日系企業への影響が大きいと考えられる税制関連の改正案を中心に記載している。

なお、予算案についてはその後の国会審議を経て必要な変更が加えられたうえで法律の改正がなされる。本記載情報はあくまで予算案公開時点の改正案である点、従って、実際の改正が下記と異なる内容となる可能性がある点についてご留意いただきたい。

税制関連直接税－法人税

- ・ 有期税務優遇政策の期限延長
投資促進の目的で規定されていた、新設製造会社・スタートアップ企業への税務上の有期優遇施策について、その期限を延長。
- ・ AOP (Association of Person) の課税に対するサーチャージ税率引き下げ
AOPについて、サーチャージ税率を37%から15%に引き下げ
- ・ LTCG (Long Term Capital Gain: 長期キャピタルゲイン) のサーチャージ税率の引き下げ
すべての資産のLTCGについて37%から15%に変更(従来は上場株式等一部に限定。AOP等を組成している場合に法人に影響)。
- ・ 係争案件抑制を目的とした新条項
同一の法的解釈に関する問題(Idential Question of Law)が高等裁判所/最高裁判所で係争中の場合、当局はITAT／高等裁判所への控訴の提出を行わない(適用範囲拡大)
- ・ フェイスレスアセスメントスキーム
不服申し立てに関するフェイスレススキームの導入時期は、2024年3月31日まで延期。
- ・ 更新申告書(Updated Return)の新設
評価年度末から2年以内に提出可能な申告書。所得減額や還付金増加をもたらすような場合や税務調査が開始または完了した場合は申告不可。評

価年度終了後1年以内の申告では25%の追加税額(加算税と利子の合計)、
1年超2年以内の場合は50%。

- 便益提供者による10%のTDS及び記録
2万INR 超の販売奨励などの金銭、物品、役務の提供について提供者側
が10%のTDSを行い記録することを求められる
- 外国企業配当に対する優遇税率廃止
26%以上を保有する特定外国企業からの配当金に対して規定されていた
15%の優遇税率を2022-23年度から廃止
- サーチャージやセスを損金として認めないことの明確化
2005年4月1日から遡及適用
- 違法行為や法律で禁止されている行為のための支出は損金として認められ
ないことを明確化
- TDS/TCSに関する税務申告書が未提出である場合に不履行として認定さ
れる年数が2年間から1年間へ短縮
- 非課税所得に関連して発生した支出について、課税所得からの控除は認
められないことを明確化
その年に非課税所得がない場合でも控除は認められない。
- TPO (Transfer Pricing Officer:移転価格査定官) 発出命令の変更に關
する権限の明確化
- 再調査に関する変更
所得回避調査の対象額が5百万INRの大型案件の場合に3年を超えて10
年の期限で実施できる再調査対象について「資産」に加え、「取引 やイベン
ト、何かしらの機会に伴う支出」、「帳簿への記帳」にも拡大
- Virtual Digital Asset(VDA:仮想デジタル資産)
VDA取引への課税を提案。対象資産は、仮想通貨、非代替性トークン等
(国が発行するデジタル通貨は対象外)とされているが、詳細は後日公表予
定。仮想デジタル資産の取引から得られる譲渡益に対して30%の課税
(2022年4月1日から適用)。課税額算出時に取得費用以外の費用控除は
認められないとされており、取引から生じる損失の繰越、および、他の取引
からの収入との相殺は認められない(取得費用の定義は後日公表予定)。
なお、取引時に源泉徴収義務が発生する(取引額の1%、2022年7月1日か
ら適用)。

直接税 – 移転価格税制

- ・ 移転価格税制、国際課税に関するフェイスレススキームの導入時期は、2024年3月31日まで延期。

直接税 – 個人所得税

- ・ 税率や累進課税区分、税額控除などに変更は無し。
- ・ VDAについては個人所得税上も課税対象となる。

間接税 – GST・関税

- ・ GST月次報告書等について、修正可能期間の延長(翌年度9月末から11月末への延長)。
- ・ GST担当官の権限強化(還付の保留、ITCの相殺利用の停止など)。
- ・ 資本財に対する関税の免税・減税措置を隨時撤廃(2023年3月31日～2024年3月31日)。
- ・ Project Import Dutyを2023年9月30日から7.5%に増加(現状、0%/2.5%/5.0%)。

税制改正以外

- ・ SEZ関連規制の刷新
- ・ 中央銀行が発行するデジタル通貨デジタル通貨(ルピー)の発行
- ・ 速やかな事業撤退・会社清算のための素地の整備
- ・ 民間投資増強を実現するための公共投資によるリード

1. インド進出に関する諸制度

1-1 外資規制

外国投資規制は大きく2つに分けられる。外国投資自体を禁じる規制と、政府が発表する統合版外国直接投資ポリシーによる規制である。統合版外国直接投資ポリシーは業種ごとの規制を定めたものであり、定期的に(おおよそ年に1回)改訂、また、不定期に緩和措置が発表されている。具体的には、投資比率に応じたDepartment of Industrial Policy and Promotion(産業政策促進局、以下「DIPP」)と所轄官庁の事前承認の要否、別途準拠すべき法、投資可能なプロジェクトなどが規定されている。

以下は外国投資自体が禁じられている業種である。

- ・ 賭博
- ・ 宝くじ
- ・ 不動産取引業または農場の建設
- ・ ニディカンパニー(相互互助金融会社として会社法に定められている会社のこと)
- ・ チットファンド(ある一定人数の個人が契約を結び、その契約に従って一定金額をあらかじめ定められた期間にわたって分割して出資し、集まった資金を抽選やオークション入札などにより賞金として分割するファンドのこと。チットファンド法に規定されている)
- ・ 移転可能開発権利の売買
- ・ タバコ、葉巻またはその代用品の製造
- ・ 民間企業の投資が認可されない産業(原子力や統合版外国直接投資ポリシーで認可されていない鉄道輸送など)

以下は統合版外国直接投資ポリシーで規制がある業種の抜粋である。

- ・ 保険(保険規制開発当局からのライセンスを取得することなどの条件のもと74%まで自動認可)
- ・ 通信(49%まで自動認可。49%超の場合には事前承認必要)
- ・ 民間銀行(49%まで自動認可。49%超74%まで Reserve Bank of India(インド準備銀行、以下「RBI」)のガイドラインに従ったうえで、事前承認必要)
- ・ 小売(单一ブランドは一定要件充足を前提として100%自動認可、複数ブランドは事前承認必要(双方ともに国内調達率等の要件あり))

- ・ 鉄道(高速鉄道プロジェクトなど10の特定分野のみ100%まで自動認可。ただし49%を超えるセンシティブな領域に対する出資については安全内閣委員会への提案書提出が必要。いずれも鉄道省ガイドラインの準拠が求められる)

その他にも外資規制のある業種がある。詳細はDPIITのホームページ www.dpiit.gov.in を参照のこと。

1-2 産業ライセンス、許認可、環境規制

業種によっては、事前に産業ライセンスやインド政府の許認可を取得しなければならない。ただし制限は少なくなってきたおり、現在は以下のいずれかに該当する場合のみとなっている。

- ・ ライセンスが義務付けられている業種(航空宇宙用・防衛用電子機器、産業用火薬、等)
- ・ 規制地域への進出(グレイタームンバイ、コルカタ、デリー、チェンナイ、バンガロール等、1991年国勢調査時点における人口100万人超の23都市から25km以内に立地する場合)
- ・ 1986年環境保護法で提示された特定産業(殺虫剤、大量薬品・製薬、石綿及び石綿製品、等)及び一定の金額基準を超えたプロジェクト(河川・渓谷に位置するプロジェクト、石油化学コンビナート、新規工業団地建設、等)
- ・ 森林保護区域や国立公園、保護区域、政府の管理下にある土地から半径10km以内のプロジェクト

1-3 工業用地の確保

インドでは土地に関する規制は州政府が管轄しているため、州ごとに確認が必要である。

土地は私企業あるいは州政府からの購入、あるいは賃借によって確保する。工場建設のための購入及び賃借の場合は、その土地が工業利用可能かどうかの確認が必要である。

インドでは土地登記制度が整備途上そのため、土地収用にはトラブルが多い。また、工業用水・排水の設備、電気の供給手段についても、事前に入手した情報と実態が異なることが多く、現地での確認が必須である。多くの日系企業は、州政府が整備した工業団地に入居することで大きなトラブルを事前に回避しているが、それでも停電や地元住民からの苦情などは頻発する。信頼できるデベロッパーと州政府担当者との関係を構築・維持することは必須である。

1-4 事業拠点の設立

● 会社の設立手続き

会社設立手続きは、2020年改正会社法により、以下の方法に変更された。インドにおいて会社を設立するためには、Registry of Company(会社登記局、以下「ROC」)に対してForm No. INC-32(SPICe)を提出して申請をしなければならない。商号については、ウェブで予約してReserve Unique Nameを申請し、ROCのCentral Registration Centreから予約の承認がなされる。予約は承認後20日間有効である。Form No. INC-32に添付して提出すべき書類は、新会社の基本定款、附属定款、住所の証明書、2ヵ月以内の公共料金の請求書の写し、署名者及び取締役の宣誓供述書および住所を証明する書類(譲渡証書、賃貸借契約書等)、などである。原則、授権資本金額によって異なる会社登録費用を支払わなければならないが、条件を充たせば登録費用がかからないケースもある。

一定の外資規制を超えて外資による会社を設立する場合には、上記の設立手続きの前にDIPPが設置するForeign Investment Facilitation Portal(外国投資ファシリテーションポータル、以下「FIFP」)に申請し、関連する規制分野を管轄する官庁(Competent Authority)の審査を受けなければならない。FIFPで公開されているフォームに、指定される必要書類(会社設立を予定している親会社の設立証明書、基本定款、附属定款、前期の監査済み財務諸表、親会社から設立に関わる外国人の氏名、住所、パスポートやIDのコピー等)を添付して申請する必要がある。また、会社の目的により、RBIや証券取引委員会等の規制当局の認可を得たり登録を要請されたりする場合には、ROCへ設立申請する前に実施し申請時に申告書を提出しなければならない。

会社設立許可を受け、銀行口座を開設し、株主より資本金の受領後30日以内に、RBIに対して資本金の送金額を事後報告する必要がある。また資本金受領後には会社法において60日以内に株式を発行する必要があり、終了後30日以内に同じくRBIへその旨を報告する。

事業年度について、2020年9月28日から新会社法が施行され、原則としてすべての会社が3月末を事業年度末として定める必要がある。ただしインド国外の親会社の決算期に合わせるなど会社法に規定された例外要件に当てはまる場合には、National Company Law Tribunal(会社法審判所、以下NCLT)の承認を得て3月以外を決算月とすることができます。なお、税務年度末は以前より所得税法上にて3月末と定められている。

会社の資本金が1億INR以上の場合、常勤の会社秘書役(Company Secretary)を会社内に設置しなければならない。会社秘書役とは対外的な文書への署名や認証を

行い、会社のコンプライアンスに責任を持つ役職である。また、1億INR未満であっても通常の会社の場合、毎期発行する取締役会議事録において、秘書役の署名が要求される。

なお、合弁会社を設立する場合、株式比率に連動する会社法上の権利は以下のとおりである。

10%以上：会社法委員会への申し立て

25%超：最低拒否権

50%超：普通決議権

75%以上：特別決議権

その他、取締役会構成、各種権限、増資方法、コール・プットオプション、デッドロック、合弁解消等の株主間での取り決めは、株主間契約書及び定款に則り規定・運営される。

● 支店の登録

インドにおいて外国法人として取り扱われる支店を開設するためには、まずRBIに対して開設申請書を提出する。RBIからの承認後、ROCに対して設立登記を行う。支店は製造ができないこと及び借入ができないことを除き、ほぼ現地法人形態と同様の業務を行えるが、親会社の活動（商品の輸出入、専門的・コンサルティングサービスの提供、調査活動等）の範囲内の業務に制限される。なお、法人税率が現地法人形態と比較して高い。

● プロジェクト事務所の登録

プロジェクト事務所を開設するためには、まずRBIに対して開設申請書を提出する。RBIからの承認後、ROCに対して設立登記を行う（なお、一般認可でプロジェクト事務所を開設可能な場合にはRBIの事前承認を要さない場合あり）。プロジェクト事務所とはある特定のプロジェクトを推進するために開設するもので、当該プロジェクト以外を行うことはできず、プロジェクト終了後に閉鎖される一時的な拠点であり、外国法人としてみなされる。ただし、支店同様に法人税率が現地法人形態と比較して高い。

● 駐在員事務所の登録

駐在員事務所とは、主にインドでのビジネス環境や投資環境を理解することを目的として設置され、営業活動や売買活動を直接的・間接的に行うことを禁止されている事務所をいう。

駐在員事務所は、一般的に海外の本社とインドの現在及び潜在的な顧客との間の連

絡拠点としてインド市場の情報を集め、本社の製品やサービスを説明する役割のみを担う。したがって、業務内容は以下に限定される。

- ・ 本社あるいはグループ企業のインドでの代表
- ・ 輸出入の促進
- ・ 技術や財務上の提携関係の促進
- ・ 在インド企業と本社あるいはグループ企業との技術・資本提携の推進
- ・ 本社とインド企業とのコミュニケーションのチャネル

駐在員事務所を開設するためには、RBIに対して開設申請書を提出しなければならない。RBIからの承認後、ROCに対して設立の申請書を提出する。通常RBIからの許可は3年間となり、3年後に再び延長申請を行うことになる。

● **LLPの登録**

会社形態と同様の方法により、Limited Liability Partnership(有限責任事業組合、以下「LLP」)形態での外国直接投資が可能である。なお、自動承認ルートで100%の外国投資が認められるセクターにおいては、LLPも事前承認は不要である。なお、外国人によるパートナーシップ及び個人事業は認められていない。

● **中長期プロジェクト等によるPermanent Establishment(恒久的施設、以下「PE」)**

外国法人がインドにPEを持っていれば、インドにて課税される。日印租税条約では、以下のものがPEに該当するとされ、物理的施設のみならず一定期間の建設工事監督や代理人がいることがPEに該当することもあるため、注意が必要である。

- ・ 支店、事務所、工場、作業場等の事業を行う一定の場所
- ・ 建築工事現場または建設・据付・組立工事で6ヵ月超存続する場合
- ・ 建築工事等に関連して監督活動を6ヵ月超行う場合
- ・ 契約締結、在庫管理、注文取得活動を行う代理人(独立した代理人は除く)

インド税務当局にPE認定された場合、あるいはPE組成が確実と認められる場合は、PEとしての税務コンプライアンスを満たさなければならない。また、当該PEに関して出張し、PEが費用負担する場合の出張者は、短期滞在者免税制度(26ページ参照)を適用することができず、インドで個人所得税の納税義務が発生する。

1-5 資金調達

インドで設立された会社が行う資金調達には主に以下の方法がある。

いずれも、インド国外からの送金がある場合は RBI、Foreign Exchange Management Act(外国為替管理法、以下「FEMA」)の規制にも準拠する必要がある点に留意すべきである。また、増資については5-1 増資、減資(54ページ)を参照のこと。

- ・ 株式発行(設立時の新株発行及び設立後)
- ・ 対外商業借入(ECB)
- ・ 銀行借入
- ・ 社債発行

なお、以下の説明は多くの日系企業が採用する形態である非公開会社を前提としている。

● 株式発行

会社法の手続きに従い、発行することができる。会社設立時に定款で授権資本について定めることとされており、授権資本額の範囲内であれば、取締役会決議で新株を発行することができる。ただし、授権資本額に応じて会社設立時の手数料や印紙税、また機関設計等が定められているため、会社規模に応じて適切に設定すべきである。なお、一部業種を除き、会社設立時に払込みが必要な金額について定めた、最低資本金制度はない。

● 対外商業借入(ECB)

インド国外からの商業借入が認められており、これをExternal Commercial Borrowing(以下「ECB」)と呼ぶ。承認機関はRBIであり、貸し手がインド国外の金融機関、国外の株主などに限定されるところが特徴である。さらに、借り手の業種、金額、借入期間、利率(貸し手が関係会社の場合には移転価格税制上の検討も必要)、使途などで制限がある。

実務上は、借り手の制限、運転資金やインド国内の借入金返済に充てられないなどの使途の制限が多く日の日系企業の障害となっている。

なお、上記規制に一部緩和がなされ、最低平均返済期間が5年超かつ株主である外国企業からの借入の場合は、資金使途として運転資金目的が認められている。

そのため、設立から数年以内に運転資金が不足することがないよう計画し、授権資本金額にも余裕を持たせることが望ましい。

● 銀行借入

民間銀行での借入も可能である。ただし、利率が日本と比べて極めて高い。

● 社債発行

会社法の手続きに従い、発行することができる。転換社債などの柔軟な制度も認められている。

1-6 インセンティブ

インドでは外貨獲得及び雇用創出を振興するため、さまざまなインセンティブを設けている。いずれも、国家予算案発表等による変更が多いため、活用にあたっては現地専門家を通じて最新情報を確認されたい。

● 特別経済区域(SEZ)

Special Economic Zones (特別経済区域、以下「SEZ」)はインド国内にありながらさまざまな点でインド国外領土としてみなされるため、各種の税制上の恩典を受けることができる。インド国内業者からSEZ内企業への販売は輸出とみなされ、SEZ内企業からインド国内業者への販売は輸入とみなされる。法人税の税務恩典については、輸出から生じた利益について当初5年間の法人税の100%免除が付与され、その後段階的に税務恩典が縮小される。

物品サービス税(Goods and Service Tax: GST)に関しては、インド国内業者からSEZ内企業への販売には0%税率が適用される結果、非課税となる。その上、SEZ内企業からインド国外顧客への供給もまた輸出となり0%税率が適用される。なお、SEZ内企業からインド国内企業への供給の場合、当該供給は物品・役務の輸入取引となり関税およびGSTの課税対象となる。

SEZ内に企業を設立する場合には、当該SEZの開発局長に申請する。SEZ内企業が税務恩典を受けるためには、外貨獲得額が常にプラスである(外貨受取額が外貨支払額を上回る)という要件がある。ただし事業開始から5年間は猶予規定がある。さらには州ごとの独自の規制や、追加の税務恩典もある。

● 輸出志向型企業(EOU)

その名のとおり、主に輸出を主体として行う企業がExport Oriented Unit(輸出志向型企業、以下「EOU」)としての認定を受けることができる。認定を受けると、主に間接税の税務恩典が受けられ、輸入時の関税、IGST、特別追加税(Cess)が免除される。

GSTに関しては、インド国内業者からEOUへの供給は輸出とみなされ、GSTは非課

税となる。従って、EOUがインド国内業者からの購入時に課されたGSTは還付申請が可能である。

EOUとしての認定を受けるには、外貨獲得額が常にプラスであるという要件がある。外貨獲得額金額基準を満たす範囲内であれば、外貨獲得額に関連する要件を満たすことおよび特別承認を得ることを条件として認められる。

● 電子ハードウェア技術パーク(EHTP)、ソフトウェア技術パーク(STP)

IT機器(電子ハードウェアおよびコンピュータソフトウェア)の輸出を加速的に促進させるため、インド政府は輸出振興策としてEHTPおよびSTPを導入した。

Electronics Hardware Technology Park(電子ハードウェア技術パーク、以下「EHTP」)は電子ハードウェアの製造および輸出企業を援助するためのスキームであり、Software Technology Park(ソフトウェア技術パーク、以下「STP」)は、コミュニケーションリンクや物理データを利用した専門サービスの輸出を含むコンピュータソフトウェアの輸出促進のための100%輸出特化型スキームである。

許可を受けた一部のインド国内販売以外のすべての製品をインド国外へ輸出することを条件に認められる特別な企業である。製造業(製造には修繕、改造、修復、再設計も含む)、サービス業が対象である。製造開始から5年間は輸出による外貨受取額が輸入による外貨支払額を上回るという要件がある。

EOU同様に、輸入時の関税、Integrated GST、Cessが一定の要件を充足することを前提に免除される。また、インド国内業者からEHTP、STPへの供給は輸出とみなされGST非課税となる。EOU同様に外貨獲得額が常にプラスであるという要件がある。

● 自由貿易協定／包括的経済連携協定

現在、インドは日本、マレーシア、シンガポール等の多くの国およびアジア地域協力連合等の地域との間で、自由貿易協定を締結している。当該貿易協定の主な便益は貿易および投資の促進、関税障壁の軽減、世界市場へのアクセスの容易化である。

日印間では、物品およびサービスの貿易自由化の促進、投資促進、その他様々な特定領域における協力関係の促進を目的として、日印包括的経済連携協定(Comprehensive Economic Partnership Agreement('CEPA'))が2011年8月1日に発効している。

CEPAのもと、日印のいずれかを原産地国とする両国の輸出入取引に関して、一定の要件のもと、輸入国側における関税率が軽減・免除されている。

自由貿易協定に基づく軽減関税率を適用するためには、輸入者は原産地証明(Certificate of Origin(COO))および関連書類・情報を取り得しなければならない。

2020年9月より、インド政府はCustoms (Administration of Rules of Origin under Trade Agreements) Rules, 2020 ('CAROTAR') という、より厳格な規制を導入した。当該CAROTARの規制により、輸入者は、FTAの軽減税率適用に際して、COOの取得のみでは足りず、COOを取得する基礎となった情報の正確性および真実性を立証する責任を負うこととなった。

● 関税免除・インセンティブスキーム

- 保稅製造設備 (Bonded Manufacturing Facility)

インドをグローバル製造ハブとし更なるビジネス環境の向上を促進するため、インド政府は関税法のもと、2019年10月1日に新保稅倉庫規制を導入した。

当該スキームのもと、保税倉庫における製造に関する既存規定を改定した。

当該スキームのもと、製造およびその他のオペレーションのための原材料および資本財の輸入について、関税支払なしでの輸入が可能となる。輸入者により、輸出品の製造のために利用する輸入材の関税は免除され、インド国内販売品の製造のために利用する輸入材の関税は繰延されることになる。

- Remission of Duties and Taxes on Exported Products Scheme (RoDTEP)

インド政府は、従前のMEIS(以下参照)を代替する輸出インセンティブとして、RoDTEP(2021年1月1日発効)を導入した。当該スキームの目的は、様々な間接税負担を還付をつうじて軽減し企業の投資環境改善につなげることである。

当該スキームにおいては、対象物品(約8,555項目)のFree On Board(FOB)価額の0.01%から4.3%のインセンティブ(譲渡可能関税クレジット・電子スクリップ(E-Scrip))が付与される。

- Merchandise Export from India Scheme (MEIS)

MEISは、対象物品の輸出に対して関税クレジットスクリップを付与す輸出インセンティブである。当該スキームは2020年12月31日まで有効なスキームである一方で、輸出事業者は2018年7月から2021年12月31日の期間内であれば適用申請可能である(申請遅延による一定の便益減免措置あり)。

- EPCG
Export Promotion Capital Goods scheme, 略称EPCG。一定の輸出額基準をクリアした企業に対して、資本財の輸入に対する関税が免除される。
- 事前承認制度:Advance Authorization Scheme (AA)
AAスキームのもと、一定の輸出義務要件を満たす場合、輸出製品の製造のために輸入した原材料等の関税が免除される。
(注) 現在の外国貿易政策(Foreign Trade Policy:FTP)における様々な輸出インセンティブ(EPCG、AA等)は2022年3月31日まで有効であり、新FTPが2022年4月1日に導入される見込みである。
- 生産連動型インセンティブスキーム:Production Linked Incentive Scheme (PLIスキーム)
2020年から2021年にかけて、インド政府は電子技術製品、製薬、通信およびネットワーク製品、食品加工、白物家電(エアコンおよびLED)、繊維製品、自動車および自動車部品等の様々なセクターにおけるPLIスキームを公表している。
当該スキームでは、特定期間の売上増加額に応じてインセンティブが供与される。自動車および自動車部品等のPLIスキームは21年9月に公表されており、5年間にわたり、2,593億ルピーの予算が割り当てられている。なお、当該PLIスキームは、自動車および自動車部品の事業者が対象であり、売上高・投資額等の最低要件を満たす事業者のみが申請可能であり、インセンティブは5年間にわたり、売上増加額の8%から16%が付与される。

● スタートアップ企業に対するインセンティブ

モディ政権は起業の促進、スタートアップ企業の保護を進めている。ただしここで言うスタートアップ企業とは、技術革新、新製品・新サービス開発、雇用や価値の創出をもたらして拡大する高い潜在性のある事業を営む企業であり、日系企業新規進出が必ずしも条件に合うとは限らない点に注意が必要である。

- 条件: 2022年3月31日までに設立され、設立後10年間は年間売上高 10億INR以下を維持しているスタートアップ企業。
- 税務恩典: 設立から10事業年度のうち、連続する3年間の納税義務を免除。

2. 税制

2-1 直接税—法人税

● 納税者の区分(内国法人・外国法人)

会社法に基づき登録された会社、またはインド国内で設立された法人は、インド内国法人として取り扱われる。それ以外でインドで活動している法人は、外国法人として取り扱われる。内国法人に対しては全世界所得が法人税の対象所得となり、外国法人に対してはインド国内で獲得したあるいは発生した所得が対象所得となる。

● 税率

法人税率の基本税率は、内国法人30%(2020年3月期の売上高が40億INR以下の場合は25%)、外国法人は40%である。基本税率のほか、Cess(目的税、以下「セス」とSurcharge(追加税、以下「サーチャージ」)が課され、以下のような実効税率となる。

- ・ 課税所得が1,000万INR以下： 内国法人31.20%(外国法人41.60%)
- ・ 課税所得が1,000万INR超から1億INRまで： 内国法人33.38%(外国法人42.43%)
- ・ 課税所得が1億INR超： 内国法人34.94%(外国法人43.68%)

2020年3月期売上高40億INR以下の内国法人の場合

- ・ 課税所得が1,000万INR以下： 内国法人26.00%
- ・ 課税所得が1,000万INR超から1億INRまで： 内国法人27.82%
- ・ 課税所得が1億INR超： 内国法人29.12%

上記に加え、内国法人については2019年以降より新たな法人税制度が整理されている。新制度では内国法人は22%の税率を選択することができる。当該スキームは内国法人のみ選択できるものであり、また、当該制度を選択した場合には所定の税額控除等は利用できなくなる。さらに、総所得額にかかわらず一律で納税額に対して4%のセスと10%のサーチャージが適用される。

● 最低代替税(MAT)

インドではMinimum Alternative Tax(最低代替税、以下「MAT」)が設けられており、一定の調整を加えた会計上の利益に18.5%を乗じた金額が法人税額を上回る場合には、法人税に代えてMATを支払わなければならない。MATがその期の通常の法人税額を超える場合、その超える部分の金額は翌年以降の法人税額から控除することが可能である。

MATに関しては、基本税率のほか、セスとサーチャージが課され、以下のような実効税率となる。なお、外国法人がMATの課税対象となるか否かについてはさまざまな訴訟が提起されてきたが、2016–17年度インド国家予算案において、不適用である旨が明示されている。

MAT税率

- 課税所得が1,000万INR以下： 内国法人15.6%
- 課税所得が1,000万INR超から1億INR以下： 内国法人16.69%
- 課税所得が1億INR超： 内国法人17.47%

なお、MATについては前述の新しい法人税制度を適用している内国法人（税率22%を適用している内国法人）には適用されず、この場合、当該法人は適用した通常の税率に従い計算された税額を支払うこととなる。

● 課税年度と基準年度

税務の課税年度末は所得税法上3月末と定められている。

● 申告・納税手続き

法人税申告書の提出及び納付は、10月末日までに行わなければならない。ただし移転価格税制における移転価格証明書が必要な会社に関しては1ヶ月申告期限が延長され、11月末日である。さらに、期中において年間の法人税額を見積もり、中間納付する必要がある。納付スケジュールは、以下のとおりである。

納付期限	納付税額	
6月15日	年間見積税額の15%	
9月15日	〃	45%
12月15日	〃	75%
3月15日	〃	100%

● 課税所得の計算

決算書の税引前利益のうち事業所得に該当する金額をスタートとして課税所得を計算し、キャピタルゲイン・ロスは事業所得から除かれ、別途計算される。これに加減算するが、加算項目としては会計上の減価償却費や引当金、申告書提出日まで未払いとなっている未払賞与などが含まれ、減算項目としては税務上の減価償却費や引当

金を取り崩して実際に支払いが行われた項目などが含まれる。加減算後の金額に一定の要件を満たした寄付金を控除することで、課税所得が求められる。さらに、これから法人税が免除される所得を差し引くことで法人税が計算される。これらの免除所得には、SEZなど特定の地域で発生した所得が含まれる。

1) 国外源泉所得

インドでの課税の範囲は、インド国内企業か否かによって決定される。したがって、インド国内で設立された企業であれば、その所得の源泉が国内であるか国外であるかに関わらずすべて課税対象となる。したがって、国外源泉所得についても法人税の対象となる。

2) 益金・損金

会計上の費用が損金として認められるには、以下の条件を満たす必要がある。

- ・ 納税者が負担した費用であること
- ・ 資本的支出でないこと
- ・ 個人的支出でないこと
- ・ もっぱらビジネス目的の支出であること
- ・ その期の費用であること
- ・ 違法行為による支出でないこと
- ・ 所得税法において明確に損金不算入項目として列挙されている費用でないこと
- ・ その費用に係る証憑及び帳簿記録を残すこと

給料、支払利息、ロイヤルティ、技術サービス費用、コミッショナやその他非居住者に対する費用については、該当する所得税を源泉するか税務当局に支払わない限り、全額損金として認められない。インド国内居住者への支払いについては上記のほかに、支払利息、専門家に対する報酬、技術サービス費用、コミッショナ、仲介手数料及び建設業者に対する支払いと、同じく該当する所得税を源泉するか税務当局に支払わない限り、損金として認められない。

3) 税務上の欠損金及び減価償却費の繰越

税務上の欠損金は最大限8年間繰り越すことができ、将来の事業所得と相殺できる。しかし、投機取引から発生した損失は将来の投機取引から発生する所得としか相殺できない。損失が発生した年度に申告書を期限内に提出できなければ、当該損失は翌期以降に繰り越すことはできない。また、非上場会社の場合、株主構成が49%を超えて変化すると、当該繰越欠損金は失効する。合併や会社分割が行われた場合も、合併会社・被合併会社・承継会社・分割会社が所定の要件を満たさなければ繰越欠

損金は失効する。

減価償却費計上前に課税所得が発生しなかつた場合、当期に計上すべき減価償却費は翌期以降の課税所得から控除でき、控除できるまで有効期限なく繰り越すことができる。

4) 配当金

以前は、内国法人から受け取る配当金は非課税所得となっていた一方で配当支払法人においては、支払配当金に対して15%の税率(セス・サーチャージも考慮すると実効税率20%超)で課税されていた。

しかしながら、2020年に配当税は廃止され、受取人に納税義務があることを定めたため、受取人にとって配当所得はもはや非課税ではなくなった一方で、支払企業には源泉徴収義務が生じることになった。配当所得に対して適用される税率は、対居住者は10%、対非居住者は20%もしくは租税条約上の軽減税率となる。

なお、日印租税条約では税率10%となっている。

5) キャピタルゲイン、キャピタルロス

有価証券を売買した場合には通常の法人税率ではなく、以下の税率が適用される。

	上場会社株式		非上場会社株式	
	インド居住者	インド非居住者	インド居住者	インド非居住者
短期	証券取引税が課せられる場合には15%。 その他の場合には 22% 25% 30%のうち該当するレート	証券取引税が課せられる場合には15%。 その他の場合には40%	22%／25%／30%のうち該当するレート	40%
長期	10%	10%	10%/20%	10%

上場会社株式については保有期間12ヵ月以上が、非上場会社株式は保有期間24ヵ月以上が、それぞれ長期になる。

● 連結納税制度(損益通算制度)

インドでは、連結納税制度は存在しない。

● 源泉税

給料、利息、ロイヤルティ、技術サービス費用、コミッション、その他の費用が非居住者に支払われる場合、源泉税を徴収しなければならない。

更に上記費目に加えて利息、専門家に対する報酬、技術サービス費用、コミッション、仲介手数料及びその他の特定の費用(例えばサブコンへの支払いなど)がインド国内で居住者に支払われる場合も同様に源泉税を徴収しなければならない。

このような支払いを行うものは、支払い時または未払計上時のどちらか早い時期に所得税を源泉しなければならない。所得税が源泉徴収された内国法人は所得税額控除でき、外国法人は基本的には外国税額控除対象となる。税率は、所得の種類及び支払い先が居住者か非居住者かによって異なる。

● 外国税額控除

海外で法人税を支払った場合には、インド国内で外国税額控除できる。外国税額控除できる金額は、実際に外国で支払った法人税額、あるいは当該所得をインド国内で得た場合に課せられるであろう法人税額のうちの、小さい方の金額までとなる。

● 所得税計算・開示基準(ICDS : Income Computation and Disclosure Standards)

2017年3月期より、改訂版のIncome Computation and Disclosure Standards(所得税計算・開示基準、以下「ICDS」)が適用されている。これは、課税所得を一貫性のある明確な方法で計算し、税務上の取扱いを統一するためである。

ICDSの導入後においては、税務監査報告書(Form 3CD)と法人税税務申告書において、ICDSの適用状況を開示する必要がある。これは、会計上の利益から法人税上の課税所得への調整項目の内訳を示す、日本の法人税申告書における別表4に相当するものである。

法人税税務申告書の例

Schedule ICDS		Effect of Income Computation Disclosure Standards on profit
Sl. No.	ICDS	Amount
(i)	(ii)	(iii)
I	Accounting Policies	
II	Valuation of Inventories	
III	Construction Contracts	
IV	Revenue Recognition	
V	Tangible Fixed Assets	
VI	Changes in Foreign Exchange Rates	
VII	Government Grants	
VIII	Securities	
IX	Borrowing Costs	
X	Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets	
XI	Total Net effect (I+II+III+IV+V+VI+VII+VIII+IX+X)	0

2-2 直接税－移転価格税制

インドでは2001年4月1日より包括的な移転価格税制が導入され、課税方法・書類整備・ペナルティ等、OECDガイドラインに準拠した網羅的な制度となっている。

一方で、移転価格を巡っては、税務当局のアグレッシブな更正に対して、納税者が税務訴訟に持ち込むケースが近年増加の一途をたどっている。日系企業においても、移転価格関連の税務訴訟は非常に多く見受けられる。

● 事前確認制度(APA)

インドにおいてAdvance Pricing Agreement（事前確認制度、以下「APA」）は、2012年7月1日に導入されており、納税者にはユニラテラル、バイラテラル、マルチラテラルの選択肢がある。APAは、将来5年間及び過去4年間の計9年間の税務ポジションを確定させることができ、移転価格に関する税務上の取扱いの確実性の担保に有効なスキームである。Central Board of Direct Taxes(財務省中央直接税委員会、以下「CBDT」)が2019年11月に公表したAPA年次報告書によれば、過去7年間に1,150件のAPA申請が受理され、271件が既に署名済である(うち、240件がユニラテラルAPA、31件がバイラテラルAPA)。日系企業においても、税務上の不確実性排除の有効なスキームとして浸透しつつある。インド政府としても、近年増加の一途をたどっている税務訴訟件数を削減するための有効な手段として、APAの妥結に積極的な姿勢が見受けられる。

● 相互協議(MAP)

Mutual Agreement Procedure(相互協議、以下MAP)とは、当事国または国外関連法人の所在地国における移転価格課税等により国際的な二重課税が生じた場合において、これを排除する目的で、租税条約の相互協議条項に従い、当事国と相手国(租税条約締結国)の権限ある当局間で行われる政府間協議のことをいう。

インドでは、移転価格に関する税務訴訟が長期化する傾向にあるが、インド側としても常に包括的に移転価格案件のMAPへのアクセスを提供し、条約相手国/外資系企業が課す対応調整を行うことを望んでいることから、MAPは近年、有効な解決策として注目されている。

2018年9月以降、インドは200件の移転価格のMAP要請を受理し、5件を除くすべての事例においてMAPへのアクセスが認められている。

● 事前裁定委員会(BAR)

インドでは、納税者が特定取引に関する税務上の取扱いについての確実性を期すための税務当局に対する事前照会の仕組みがある。税務訴訟が多いインドにおいて、税務上の取扱いの確実性を担保するというのは非常にメリットの大きい仕組みであり、昨今、日系企業においてもその有効性が注目されている制度である。

過去には直接税及び一部の間接税(関税及びGST)を対象に、Authority for Advance Ruling(事前審査機関、以下「AAR」と呼ばれる機関において当該事前照会が執り行われていたが、このうち、直接税についてはインド2021年度予算案において、AARを廃止し、代わりに局長以上の役職者による2名の委員から構成されるBoard for Advance Rulings(事前裁定委員会、以下「BAR」)を設置することを決定した(なお、間接税における既存のAAR制度は存続している)。これを受け、2021年9月1日に既存のAARをBARに置き換える規定が発効となり、3つの委員会をデリー(2つ)及びムンバイ(1つ)に設置している。

AARの裁定においては当該AARの判断は税務上その有効性が担保され、原則として上訴不可であったが、BARはこれと異なり、当局又は納税者はBARの裁定に対して高等裁判所に上訴することが可能となっている。従前のAARは確定まで時間を要することが懸念事項ではあったが、新たに運用されるBARについては有効性及び(上訴された場合の)確定までの時間という観点で、今後の動向が注目される。

2-3 BEPS(Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食及び利益移転、以下「BEPS」)対応

インド政府は2016年財政法でBEPS行動計画13のインドへの導入について所得税法に織り込むことを定めた。それを受け、1961年所得税法286条では国別報告書の作成義務、同法92条Dではマスターファイルの作成義務についてそれぞれ改正が行われた。

CBDTは、2017年10月31日に最終規則を公表した。当該最終規則により、1962年所得税法に10DAと10DBが追加され、5種類の提出書類(以下、Formと称する)3CEAA、3CEAB、3CEAC、3CEAD、3CEAEが定められた。

当該最終規則の概要及び日系企業における留意点は、以下のとおりである。

● マスターファイル(Master File、以下「MF」)

MFの適用基準及び提出期限と必要書類は以下の表のとおりである。

適用基準:以下のA、Bの両方を満たした場合に適用となる

- A. 親会社の会計年度における連結売上高が50億INR超
- B. いざれかの国際取引高が以下の金額を超える場合(Form 3CEBで判定可能)
 - a) 帳簿上の国際取引高が5億INR超
 - b) 帳簿上の無形資産の国際取引が1億INR超

提出書類と提出期限

適用基準	提出書類	概要	提出期限
複数の構成会社の場合は、インドのいざれかの設立会社に適用される。	Form 3CEAA Part A	基礎情報(インドにおける構成会社数、構成会社名、住所、税務番号PAN、等)	税務申告期限以前
上記A、B両方を満たした場合	Form 3CEAA Part B	MF(多国籍企業の組織図、重要な収益源、連結売上または資産または利益の10%超に貢献する構成会社の機能・資産及びリスクの分析、無形資産の開発戦略、等)	税務申告期限以前

適用基準	提出書類	概要	提出期限
インドに構成会社が2社以上ある場合で、Form 3CEAAが他の構成会社によって提出される場合	Form 3CEAB(通知義務)	Form 3CEAAが他の構成会社によって提出される旨の通知	Form 3CEAA提出期限の30日前

日系企業が留意すべき主な事項は、以下のとおりである。

- 1) 適用基準では、①親会社の連結売上高、②インド構成会社における関連当事者間取引高の両基準を満たす場合にMFの提出義務が発生すること
- 2) 日本のMF提出期限が「最終親会計年度終了の日の翌日から1年以内」と定められている一方で、インドでは「税務申告以前の日」すなわち「インド会計年度終了の日の直後に到来する11月末」とされ、日本の親会社よりもインドのほうが提出期限が早く到来すること
- 3) 日本のMF提出要件が「前年度のグループ連結売上高が1,000億円以上」と定められている一方で、インドでは「前年度のグループ連結売上高が550億INR超」とされ、為替レートによっては日本基準では免除であってもインドで提出義務が生じてしまうケースがあること
- 4) 提出書類では、Form 3CEAAについては適用基準を満たさない構成会社にも提出義務があること(3CEABで代表会社とならない構成会社を除く)

● 国別報告書(Country by Country Report、以下「CbCR」)

CbCRの適用基準及び提出期限と提出書類は以下の表のとおりである。

適用基準：

前年度の連結売上高が640億INR超

提出書類と提出期限

適用基準	提出書類	概要	提出期限
インド居住者である 親会社(代理報告 会社を含む) または、 インド国外に親会 社があるインドの構 成会社で、以下に 該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ CbCRにつ いて、政府間で条約等を通じた自動的情報交換がない ・ 親会社の所在国から、インドが必要とする情報が得られない 	Form 3CEAD(国別報告書) なお、 インドに構成会社が2社以上ある場合、代表会社がForm 3CEADを提出し、Form 3CEAEによる通知義務も履行する	BEPS行動計画13の推奨事項と類似	税務申告期限以前 (報告会計年度の末日から12ヵ月以内)
インド国外に親会社があるインドの構成会社	Form 3CEAC(通知義務)	当該構成会社が代理報告会社であるか否か、親会社(代理報告会社を含む)の所在地を含む詳細情報	Form 3CEAD提出期限の2ヵ月前

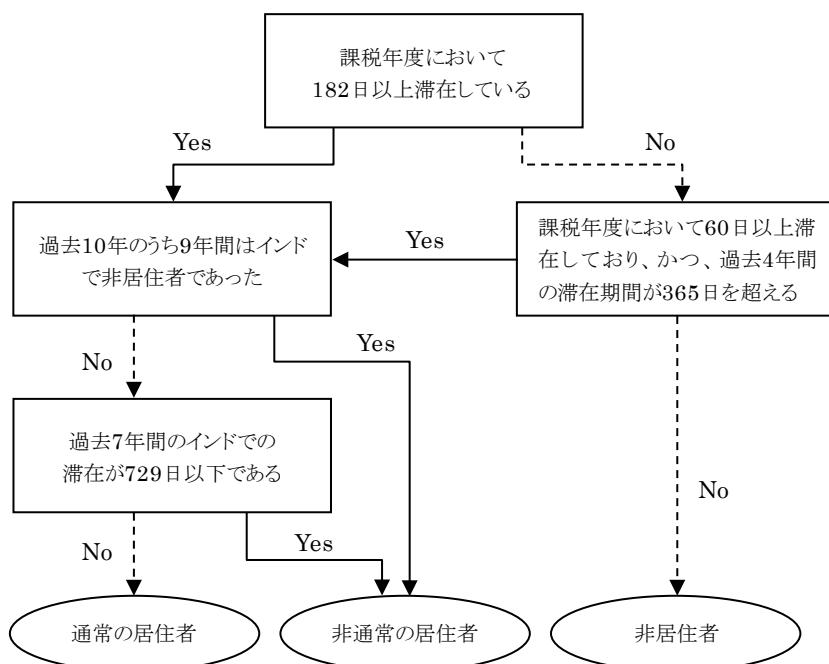
日系企業が留意すべき主な事項は、次のとおりである。

- 1) 日系企業のインド子会社の場合、インド国外に親会社があるインドの構成会社に該当すると考えられるため、Form 3CEACによる通知義務の履行が主たる対応となること
- 2) インドのPEのみで活動するインド非居住者(支店、プロジェクトオフィス等)に関しては、CbCRの提出、及び通知義務は適用されないこと

2-4 直接税－個人所得税

● 納税者の区分(居住者・非居住者)

インドにおける課税範囲は4月1日から翌年3月31日までの課税年度における納税者の居住性に依拠し、居住者と非居住者とで個人所得税の取り扱いが異なる。さらに居住者でも通常の居住者と非通常の居住者とで個人所得税の課税対象範囲が異なる。これらの納税者区分は以下の表によって判定する。



● 課税対象

非居住者については、インド国内で受け取ったあるいは発生した所得(インド源泉所得)が課税対象である。非通常の居住者については、インド源泉所得に加えインドで関わっている活動から発生している所得でインド国外で発生し受け取る所得も課税対象となる。通常の居住者については全世界所得に課税されるので、日本で受け取っている不動産賃貸収入なども課税対象となる。また、通常の居住者の場合は、個人が所有する海外資産の情報(銀行口座残高や不動産など)についても申告書上別途開示が必要になる。

● 所得控除

通勤手当、家賃手当等には適用条件、上限金額があり、条件を満たさない金額及び上限を超えた金額は課税対象所得として加算される。日本で一般的な配偶者控除制度などはない。インド国内の生命保険料、年金、一定の株式や社債などへの出資、特定の基金や機関に対する寄付金については一定の範囲内で所得控除できる。

なお、後述の通り、2020年より新個人所得税制度が導入され、旧制度との間での選択適用が可能となっているが、新制度においては旧制度における控除はほぼ利用できないこととなっている。

● 税率

累進課税による税率が適用され、税率は下記の表のとおりである。

なお、インド政府は2020年度より新個人所得税制度を導入しており、個人は旧制度もしくは新制度、どちらか一方を選択することが可能となっている。事業所得がない個人の場合は確定申告時にどちらを適用するか、毎年選択が可能。

所得金額の範囲	旧個人所得税制度 税率(注3)	新個人所得税制度 税率(注3)
25万INRまで	免税(注1)	免税
25万INR超50万INRまで	5%	5%
50万INR超75万INRまで	20%	10%
75万INR超100万INRまで	20%	15%
100万INR超125万INRまで	30%	20%
125万INR超150万INRまで	30%	25%
150万INR超	30%(注2)	30%(注2)

(注1) ただし、非課税上限額については、60歳以上80歳未満の高齢者は30万INR、80歳以上の超高齢者は50万INRとなる。

(注2) 総所得が500万INRを超える場合は以下のパーセンテージに基づき、算定された税額に対してサーチャージとして上乗せされる。

500INR万から 1000万INR	1000万INRから 2000万INR	2000万INRから 5000万INR	5000万INR 以上
10%	15%	25%	37%

(注3) 上記で算定された税額合計に4%のセスが課される。

● 短期滞在者の課税

インドでの滞在が課税年度において183日を超えない場合、日印租税条約により短期滞在者の免税措置を受けることができる。そのためには以下の条件を満たさなければならない。

- ・ 報酬が雇用者のインド国内の恒久的施設から支払われないこと
- ・ 報酬がインド国内の企業から支払われないこと(会社間精算も不可)

なお、上記のような日印租税条約の恩恵を受ける場合には日本の税務当局から居住証明書(Tax Residency Certificate、TRC)を取得する必要がある。

● 事業主・会社が遵守すべき事項

1. 給与の支払に係る源泉徴収税の納付

給与の支払責任者は、給与の支払時に適当な源泉徴収税を徴収し、徴収した源泉徴収税を次の期日までに国庫に納付する必要がある。

源泉徴収月	納付期限
4月～2月	翌月の7日
3月	4月30日

税金は、従業員の見積所得に対する会計年度の有効税率に基づいて計算された平均所得税率でなければならず、また、課税対象となる給与の金額が、課税対象とならない限度額(60歳未満の者への支払について25万インドルピー)を超える場合には、源泉徴収義務が課される。

2. TANおよびPANの取得

源泉徴収された税金は、インドではTAN(Tax Deduction and Collection Account

Number)とPAN(Permanent Account Number)を使って納付する必要があるため、事業主・会社はインドでTANとPANを申請し取得することが求められる。

3. 四半期源泉徴収票の提出

以下の期日までに、支払われた給与の明細と、それに応じて差し引かれ、預けられた税金を記載した、Form 24Qによる四半期源泉徴収税申告書の提出が必要となる。

四半期	申告期限
第1四半期(年度4~6月)	四半期末後の7月31日
第2四半期(7~9月期)	四半期末後の10月31日
第3四半期(10~12月期)	四半期末後の1月31日
第4四半期(年度1月~3月)	四半期末後の5月31日

4. Form16による源泉徴収票の交付

Form16による源泉徴収票及びForm 12 BAによる源泉徴収票で、事業年度終了後6月15日までに従業員に交付をする必要がある。

● 従業員・個人が遵守すべき事項

1. インドでのPANの取得

PANはインド固有の10桁の税識別番号となっており、個人の納税申告をするためには、必要な書類と一緒に特定のフォーマットで申請してPANを取得する必要がある。

2. 予定納税

個人は、当該年度中に所得に対する純納税義務額が源泉徴収を含め1万INRを超える場合には、予定納税を行う必要がある。予定納税は、次の表に定めるところにより、所定の4回に分けて納付する。給与所得以外の所得(免税枠を超えたインド国内銀行利息、通常の居住者が日本で獲得した家賃収入や配当金収入など)がある場合は留意が必要である。

納付期限	納付税額
6月15日	年間見積税額の15%
9月15日	// 45%
12月15日	// 75%
3月15日	// 100%

3. 確定申告

個人は、納税完了後に法定期限(税務監査不要のものについては、翌年7月31日)までにオンラインで確定申告書を提出する必要がある。予定納税額が確定税額の90%を下回っていた場合、確定申告時に月利1%の遅延利息を追加納税する。法定提出期限を超えた場合の期限後申告、及び期限内申告を行ったうえで誤りが見つかった場合の修正申告も可能であるが、オンラインでの提出は申告対象会計年度末から1年以内とされている。

年間所得が500万INRを超える場合、Schedule ALと呼ばれる追加の開示フォームを提出する義務がある。不動産及び動産、投資持分、それらを取得するためのローン残高等を開示する必要があるが、非居住者及び非通常の居住者の場合はインド国内に有する資産のみを報告すれば足りるとされている。

なお、通常の居住者がインドにおいて外国税額控除を適用する場合には、Form 67を作成し、確定申告前に提出する必要がある。

4. 帰任時の手続

所得税法の規定において、インドに居住していない者は、タックスクリアランス手続の一環として、インドを出国する前に所得税当局から異議なし証明書(No Objection Certificate、NOC)を取得する必要がある。

2-5 間接税—GST

インドではさまざまな間接税が存在し、しかも各州によって税率や仕組みが異なる場合があり、複雑な制度となっていたが、2017年7月1日に、Goods and Services Tax(物品・サービス税、以下「GST」)が導入され、17の間接税が統一された。

インドではデュアルGSTスキームを取っており、Central GST(CGST)、State GST(SGST)及びIntegrated GST(IGST)から構成され、州内取引には、CGSTとSGSTが、州間取引及び輸入取引にはIGSTが課される。税率が18%の場合、IGSTは18%、CGST及びSGSTは9%になる。

GSTの税率は、HSコード分類に基づいて決定されており、GST対象外(必需品)、5%、12%、18%、28%(高級品)の複数の税率が設定されており、物品、サービス等により異なる税率が課されている。さらに、一部の指定されている品目についてはセスが課税され、結果、上記税率を超える課税がなされる。

GST法は、法人ではなく、拠点を単位として考えており、各拠点間の取引(法人単位

では内部移動)もGSTの課税対象になる。各拠点にはGST番号が付与されており、当該番号同士の取引として認識されるためである。このため、申告も拠点ごとに実施することになり、複数拠点を持つ場合、1つの法人で複数の申告をする必要がある。なお、GST番号は、州ごとに最大1つの番号が付与される(つまり、同州内に複数拠点がある場合には、同一州内の複数拠点に対しては単一のGST番号が付与される)。また、GSTのコンプライアンスについては上記メカニズムのもと、州ごとに果たされることが要求されている。

なお、GST登録者は、所定の条件を満たすことを条件に、支払ったGSTの仕入税額控除(Input Tax Credit、ITC)を利用することができる。

さらに、当局により指定されている一定の商品やサービスは、リバースチャージメカニズム(RCM)の下で課税される。この場合、これらの商品やサービスの供給に対するGSTの責任は、供給者ではなく受領者が負うこととなる。

2-6 税務調査と税務訴訟

インドでは税務調査が頻繁に行われている。在インド日系企業はもちろん、ロイヤルティや技術支援料など、インド源泉徴収対象の所得をインド子会社から受領する日系親会社も対象になる。調査の多くは書面(データ)の提出と質問対応によって進められる。

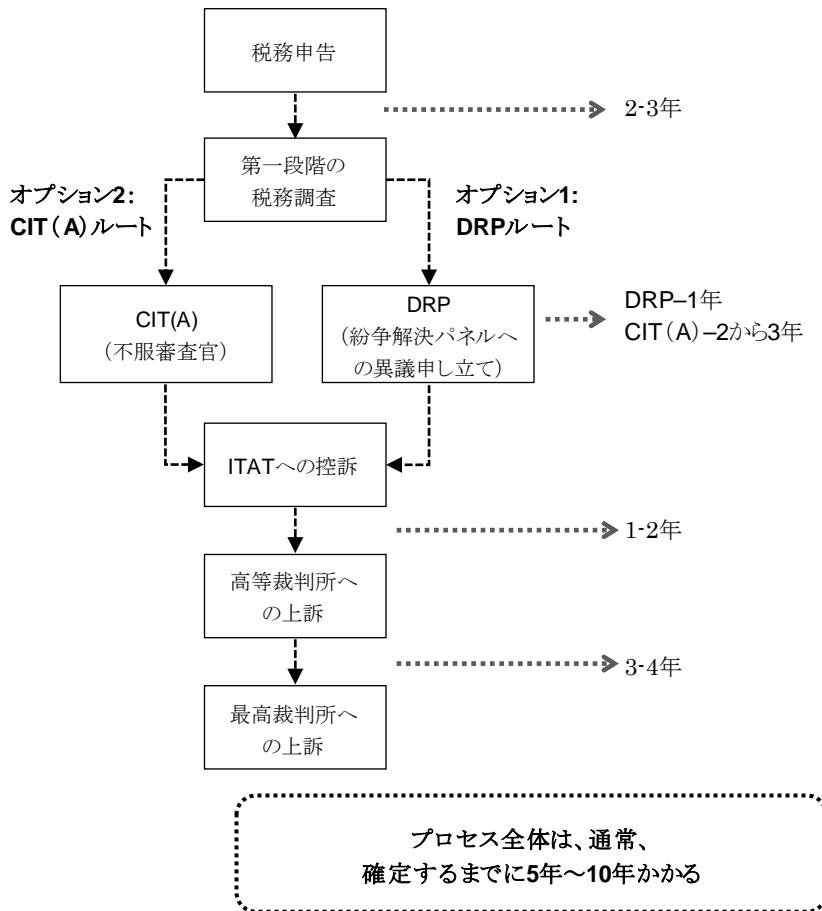
税務調査の結果、税務当局より更正通知を受領した場合、納税者は異議を所得税当局に申し立てができる。最初から裁判所に審理を求めるることはできず、更正通知の内容に不服がある納税者は以下のいずれかの所得税当局下にある組織に不服申し立てを行う。

	Commissioner of Income Tax (Appeals) (以下「CIT(A)」)	Dispute Resolution Panel (以下「DRP」)
対象案件	すべての税務案件	国際税務に関連する案件のみ
判決期限	設定なし(概ね2年)	更正通知受領月末から9ヶ月後

CIT(A)及びDRPの判決内容に不服がある場合、次にIncome Tax Appellate Tribunal(以下「ITAT」)に進むが、ITATは税務当局とは独立した司法機関となる。担当官も司法省に所属することから、税務当局から独立した立場での審議が期待できる。ITATも非常に多くの税務訴訟案件を抱えているため、判決までに数年要する状況である。ITATの判決後、高等裁判所、最高裁判所に上告が可能であるが、更正通知受領後、最高裁判所の判決を得るまでには10年以上の歳月を要する状況である。

なお、インド当局は税務調査のオンライン化を積極的に進めており、2021年4月1日からはFaceless Assessment Schemeが適用開始されている。その名の通り、調査官と対面で話す機会が無いため、従来の調査に比べ調査対象会社における文書化には細心の注意を要する。

インドにおける税務紛争解決のタイムライン



● 国際税務訴訟案件

BEPSルーリングに伴い、各国税務当局は国際取引に対する課税の姿勢を強めており、企業は国際税務部門の統制強化が必要になる。日系企業が直面する国際課税に関する主要な係争論点は以下のとおり。

・ ロイヤルティ取引

インド子会社がブランドロイヤルティ費用を海外親会社に支払う際、移転価格の観点から、実質的な便益が提供されていないとし、インド税務当局が費用を否認する。また、便益に比して過度に高い料率が設定されると当局が判断する場合、過大な支払金額を否認する。

・ マーケティング無形固定資産

インド子会社が海外親会社のブランド等を利用する際、使用の対価として、広告、マーケティング、セールスプロモーション費用(以下「AMP費用」)を親会社に支払う場合がある。AMP費用につき、インド会社がインド国内でのブランド価値促進に貢献していると認定すべき事実がある場合、インド税務当局はインド子会社から親会社に支払ったAMP費用の払い戻しとインド国内でのブランド価値に対する対価の支払いを海外親会社に要請する。

・ マーケティング・サポート取引

マーケティング・サポート契約に基づき、インド子会社が、海外親会社のために顧客と契約を締結する、受発注業務を請け負う、商品を一旦保管する等の行為を行う場合、海外親会社のPE(8ページ参照)をインド国内に認定し、親会社利益のうちインドPEに帰属する利益額に関して課税を要求する。

・ 駐在員派遣

駐在員の出向契約に、派遣元の外国企業から出向先インド企業に対するサービス役務提供が含まれるとインド税務当局が判断した場合、外国企業によるPE(8ページ参照)が認定されることがある。駐在員がインド企業に提供しているサービスはインドで法人税の課税対象となる。また、2014年の判例では、駐在員給与を派遣元外国企業が負担している場合、外国企業と駐在員の間で実質的な雇用関係が継続していると見做し、外国企業がインドで稼得した利益額に関して課税を要求する。

2-7 インド税務に関するその他の論点

● 過少資本税制(Thin Capitalization)

2017年4月以降、インドにおいてもついに過少資本税制が導入された(所得税法94条B)。調達金利の高いインドにおいて、親会社等からの貸付は、資金調達の手段や投資の回収手段としても有効であったが、今後はスキームの見直しが求められる場合も想定される。特に、支払利息について税務上の損金と認められる金額が利益をベースとしていることから、利益が出ていない会社や、グループからの借入により、多くの支払利息を払っている会社は影響が大きくなる可能性があることから、影響と今後の対応の検討が求められる。

過少資本税制の適用条件

対象取引	インド非居住者である親会社等の関係会社からの借入に対する支払利息(注1)
損金算入限度額	EBITDA(注2)の30%まで
制度の対象	支払利息が1千万INRを超える場合
超過利子の繰越年数	8年まで

(注1) 金融機関等の第3者からの借入についても関係会社からの明示・黙示の保証等がある場合は、過少資本税制の対象の支払利息となる。

(注2) Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortization(利払前、税引前、償却前利益)= 経常利益(税引前利益+特別損益)+支払利息+減価償却費(有形固定資産+無形固定資産)

● 日印CEPAやシンガポールとの租税条約の活用

日印包括的経済連携協定(Comprehensive Economic Partnership Agreement、以下「CEPA」)は、経済成長を続けるインドとの間で、貿易の自由化・円滑化、投資の促進、関連分野の制度整備を図ることにより、両国間の経済関係の一層の強化を目的としている。本協定では、原産地証明書の提出を条件に、関税の税率優遇措置が付与されるため、活用が進められている。

インドとシンガポール間の租税条約では、株式譲渡時のキャピタルゲイン課税が居住国でのみ実施されるというもので、キャピタルゲイン非課税国のシンガポールを通じたインド投資が検討されてきた。しかしながら、本租税条約のなかで、2017年4月1日以後に取得した株式の譲渡から生じるキャピタルゲインについて源泉地課税が導入されたため、投資戦略を検討するに際しては留意が必要である(取得時期による課税関係

については下記参照)。

- 2017年4月1日より前に取得した株式の税率は投資家の居住する国のキャピタルゲイン税率の100%。
- 2017年4月1日から2019年3月31日までに取得した株式の税率は、企業が居住者である国のキャピタルゲイン税率の50%。
- 2019年3月31日以降に取得した株式の税率は、企業が居住者である国のキャピタルゲイン税率の100%。

● 平衡税(Equalization Levy)

Equalization Levy(平衡税、以下「EL」)は各国のデジタル課税への足並みがそろわない中で、2016年の財政法改正により、インドのデジタル広告等に対して導入(EL1.0)されたものである。その後、2020年4月に遡及適用を含む形で適用範囲が大幅に拡大(EL2.0)され、さらに2021年3月の財政法改正により一部改正が加えられている。

2020年4月のEL2.0においては、課税対象を、E-Commerce supply or services(※1)を一定の買い手(※2)に提供または仲介することで対価を得ている非居住のE-Commerce operator(※3)としたことで、EL対象となる課税対象及び取引が非常に広範かつ範囲が不明瞭なものとなっていた。これに加えられた2021年3月の改正では、インド居住者もしくはインドPEを有する非居住者についてはEL課税を免除するにされたものの、課税取引の範囲は拡大される形で明確化されており、上記免除対象以外の法人、特にグループ会社間でERPを通じて行っている内部取引等への影響が非常に大きくなると懸念されている状況にあり、今後の動向が注目される。

※1 E-Commerce supply or servicesは、以下の取引が対象となる。

- E-commerce operator(※3)の所有する物品のオンライン販売
- E-commerce operatorがオンラインで提供するサービス
- E-commerce operatorが仲介する物品のオンライン販売またはオンラインでの役務提供またはその両方
- 上記の組合せ

なお、ここでの「オンライン」とは、インターネットやあらゆる形態のデジタル、電気通信ネットワークを通じて得られる機能またはサービスまたは権利、便益、アクセスとされる。

※2 買い手の範囲

- a)インド居住者
- b)非居住者
 - インド居住者である顧客またはインドのIPアドレスから広告にアクセスする

- 人物を対象にした広告の販売
 - インド居住者またはインドのIPアドレスを利用する人物から収集したデータの販売
- c)インドのIPアドレスを利用して物品購入または役務提供を受ける者

※3 E-commerce operatorとは、以下の者を指す。

- オンラインでの物品販売または役務提供のためのデジタルまたは電子的機能、
- プラットフォームを所有、運用または管理する者

3. 会計、監査

3-1 会計基準

● インドの会計原則

インドでは帳簿を発生主義で記録し、複式簿記を採用しなければならない。また、財務諸表において会社の財政状態を真実かつ公正に表示しなければならない。

● 帳簿組織・会計帳簿の保存

インドの会社法において、すべての会社は以下の事項について適正な帳簿を保存するよう規定されている。

- ・ すべての収入及び支出額とその理由
- ・ 製商品の販売及び購入
- ・ 資産及び負債
- ・ 製造業や加工業、採掘業などに従事する会社について、原材料や労働力、その他のコストの製造原価明細書

帳簿は直近の8年分について、証憑とともに保存しておく必要がある。また貸借対照表及び損益計算書は、インド勅許会計士協会が公表している会計基準に従って作成しなければならない。

インドの会計処理は以下の基準に則って行わなければならない。

- ・ 2013年会社法
- ・ インド公認会計士協会が公表している会計基準(AS)
- ・ インド公認会計士協会が公表している会計基準解釈(会計基準解釈は会計基準を補足する指針である)
- ・ さらに上場会社の場合は上記法令及び基準に加えて、上場規定に則った開示が必要

日本基準との主な相違点

No	分野	日本会計基準	インド会計基準(AS)
1	のれんの償却	企業結合によって生じたのれんは、原則として20年以内の効果の及ぶ期間にわたり定額法で償却する。 負ののれんは、生じた事業年度の利益として処理する。	企業結合によって生じたのれんは5年を超えない期間で償却する。 負ののれんは、資本準備金として計上する。
2	退職給付 (数理計算上の差異の処理方法)	平均残存勤務期間内の一定の年数に按分し損益処理、または、発生年度に損益処理する。	発生した事業年度に全額を損益処理する。
3	借入費用の資産化	原則として借入費用の資産化は認められない。固定資産を自家建設する場合等、限定的な場合において資産化が認められている。	適格資産の取得、建設、製造が直接の発生原因となる借入金についての利子は、当該適格資産の取得価額に算入する。
4	研究開発費	発生時に費用処理する。	研究費は発生時に費用処理する。開発費は、一定の要件を満たす場合には無形資産として資産計上する。
5	固定資産の再評価	固定資産の再評価は認められていない。	有形固定資産について再評価が認められている。無形資産についての再評価は認められていない。
6	減損会計	減損の兆候がある資産(資産グループ)について、割引前将来キャッシュフローが帳簿価額を下回る場合に、減損損失を認識する。 減損損失の戻入は認められていない。	減損の兆候があると判断された場合には、直ちに回収可能価額を算定し減損損失を認識する。 一定の要件を満たす場合には、減損損失の戻入をする。

No	分野	日本会計基準	インド会計基準(AS)
7	リース会計	ファイナンス・リース取引に該当するか否かの判断基準として、具体的な数値基準が定められている。	ファイナンス・リース取引に該当するか否かの判断基準として、数値基準は定められていない。
8	たな卸し資産の評価	洗替法と切放法の選択適用が認められる。	洗替法のみ認められる。
9	工事契約に関する収益認識	工事進行基準(一定の基準を満たす場合)と工事完成基準が認められている。	工事進行基準のみ。
10	財務諸表の修正	会計方針・表示方法・会計上の見積もりの変更が行われた場合、過去の誤謬の訂正が行われた場合には、遡及修正を行う。	原則遡及修正は行わないが、2013年会社法において取締役は過去3年までさかのぼり不正や誤謬の修正をすることが可能となった。

インド公認会計士協会から従来から公表されている会計基準のほか、Ind ASと呼ばれるIFRS®基準に対応する基準も公表されている。

Ind ASは、Ministry of Corporate Affairs(インド企業省、以下MCA)より公表され、IFRS基準とのコンバージェンスの結果として導入された会計規則である。Ind ASの強制適用は、一部の金融機関を除くすべての上場会社と、純資産が25億ルピー以上のすべての非上場会社が対象となる。また、Ind ASは個別財務諸表及び連結財務諸表に適用され、強制適用会社のグループ会社(持株会社、子会社、ジョイント・ベンチャー、関連会社)にも強制適用される。なお、強制適用対象外の会社においてはInd ASを任意適用することも可能である(銀行、保険、ノンバンク除く)。

● Ind ASとIFRS基準の主な相違点

- IFRS 3「企業結合」では、共通支配下にある企業の企業結合をその範囲から除外する一方、Ind AS 103「企業結合」ではAppendix Cにて、この点に関するガイダンスを記載する
- IFRS 3では、企業結合に伴って発生した負ののれんを損益計算書で認識することが要求される一方、Ind AS 103では、発生した負ののれんをその他の包括利益で認識し、資本準備金として資本に積立てることが要求される

- IAS 28「関連会社および共同支配企業への投資」では、投資元の財務諸表作成において持分法を適用する際、統一した会計方針を使用することが要求される一方、Ind AS 28では、統一した会計方針の要求に「そうすることが非現実的でない限り」という文言を追加されている
- IFRS15「顧客との契約から生じる収益」では、収益認識するために、契約の履行において課される可能性のあるすべての種類の違約金を変動対価の性質上考慮することが要求される一方、Ind AS 115では、変動対価のリストから違約金が除外されている

3-2 年次報告

以下の内容は、非上場会社を前提としている。インド株式市場に上場している会社の場合には、以下の内容に加え、インド証券取引委員会等が定める開示ルールを順守する必要がある。

● 財務諸表の構成

インドにおける財務諸表は、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、注記表から構成される。

● 定時株主総会への報告

年次報告書は、期末日から6ヵ月以内に開催される定時株主総会に報告する。

● 年次Filing

定時株主総会開催後30日以内に、ROCに対して年次報告書を提出しなければならない。年次報告書には、会社の基本事項が記載される（登録番号、資本構成、社債の内訳、取締役の詳細、株式の移動状況、株主構成など）。

3-3 内部監査

インド会社法、及び、会社法施行規則上、以下に該当する企業は、内部監査人の選任が必要である。

- 上場会社
- 前会計年度において、以下いずれかの条件を満たす、公開会社
払込資本金:5億INR以上
売上高:20億INR以上

借入金: 10億INR以上

預り金: 2億5千万INR以上

- 前会計年度において、以下いずれかの条件を満たす、非公開会社

売上高: 20億INR以上

借入金: 10億INR以上

会社は、社内外の勅許会計士等の専門家を、内部監査人として選任し、選任された内部監査人と協議して、内部監査の範囲、方法、頻度などを決める。

なお、会社法のもとで内部監査人の設置が求められていない場合でも、外部監査人はその会社の規模と事業の性質に見合った内部監査体制を構築しているかどうかについて、確認することとなっている。

3-4 外部監査

● 会社法監査及び税務監査

インドでは進出形態や事業規模に関係なく、すべての拠点が勅許会計士の会社法監査を受けなければならない。したがって、駐在員事務所や支店、中小事業者なども会社法監査を受けなければならない。また、年間の売上高が1,000万INRを超える場合には、会社法監査に加え所得税法に規定される税務監査を受ける必要がある。通常は会社法監査人が税務監査も対応するケースが一般的である。

なお、2013年会社法において、会計監査人の強制ローテーションが規定された。会計監査人が法人の場合には10年、個人の場合には5年を限度に、その交代を要請するものである。一旦、会計監査人から外れると、5年間のクーリングオフ期間を経れば、復帰は可能である。適用対象は、1人会社と小会社を除く、以下の会社である。

- すべての上場会社(Listed companies)
- 資本金1億INR以上の非上場公開会社(non-listed public companies)
- 資本金1億INR未満の非上場公開会社であるが、借入5億INR以上
- 資本金2億INR以上の非公開会社(private limited companies)
- 資本金2億INR未満の非公開会社であるが、借入5億INR以上

● 内部統制監査

インドでも我が国における内部統制監査に相当する制度が導入されており、Internal Financial Control、(財務内部統制、以下「IFC」)監査と呼ばれている。IFCとは、

組織における適切かつ有効な内部統制の整備及び運用とその有効性に関する外部監査人の監査報告書を求めるものであり、2013年会社法にて規定されている。組織におけるIFCに求められる主要項目は以下のとおりである。

- ・ 規律的かつ効率的な業務執行を可能にするための方針及び手続き
- ・ 資産の保全
- ・ 不正及び誤謬の防止と発見
- ・ 会計記録の正確性及び網羅性
- ・ 財務情報の適時な作成

日本版内部統制もインドIFCもCOSOフレームワークやSOX法をベースとしており、基本的には共通しているが、主に以下の相違点がある。

- ・ 適用対象会社が、日本は上場企業なのに対し、インドでは原則としてインドで設立された外資系を含むすべての会社が対象となる。ただし、非公開会社のうち以下のいずれかの条件に当てはまる場合には、外部監査人による監査報告書が適用対象外となる。
 - a) 1人会社または小会社である場合
 - b) 直近の監査済み財務諸表において売上高が5億INR未満である場合
 - c) その会計年度期間全体を通じて借入総額が2億5,000万INR未満である場合
- ・ 外部監査人の監査対象が、日本では経営者による内部統制評価結果であるのに対し、インドでは経営者による評価結果とは別に、外部監査人自ら財務報告に係る内部統制を評価する(ダイレクト・レポーティング)。

内部統制の仕組みの文書化やテスト実施等については、別途インド勅許会計士協会のガイドラインによって定められた規定に沿い整備運用する必要がある。

4. 事業運営

4-1 会社法

2014年4月より施行された、2013年会社法は旧会社法より抜本的な改定が行われ、ガバナンス強化、企業の社会貢献と包括的成長を目指すものであった。

同法施行後も、同法の改正や附則の公表により、グループ会社や事業部門内での取引等、従来の経営管理手法が変更され、関連会社間の取引規制や企業間の融資規制が強化された。

● 取締役

定足数:

取締役の数は、公開会社においては3名以上、非公開会社においては2名以上の選任が必要(最大15名)となる。

居住取締役:

取締役のうち最低1名はインドの居住者である必要がある。インドの居住者とは、当該会計年度において182日以上インドに滞在した者を意味する。

独立取締役の選任義務:

上場企業及び、公開会社のうち、a) 資本金1億INR以上、b) 売上高10億INR以上、またはc) 借入金、社債もしくは預託金(deposit)が総額5億INR超である場合、取締役全員の少なくとも1／3を独立取締役にする必要がある。

女性取締役の選任義務:

上場企業及び、公開会社のうち、a) 資本金10億INR以上、またはb) 売上高30億INR以上である場合、少なくとも1名の取締役を女性とする必要がある。

● 取締役会

定足数:

取締役全員の1／3または2名のいづれか多いものが、取締役会の定足数となっており、一部の決議事項を除き、要件を備えたビデオ会議を通じ参加することが可能。

開催回数:

年間で最低計4回開催し、前開催日から120日以内の開催が義務

取締役会招集通知:

7日以上前に書面にて通知しなくてはならない。また、取締役会収集通知を送付した証拠は2017年改正以降、少なくとも3年以上保管しなければならないと規定された。

● CSR

純資産50億INR以上、売上高100億INR以上または純利益5,000万INR以上の会社は、Corporate Social Responsibility Committee(企業社会的責任委員会)を設置し、直近3会計年度の会社の平均純利益の少なくとも2%を当該方針のために支出しなくてはならない。

なお、3年を経過していない会社については、設立時からの当期純利益を平均して算出する。

● コンプライアンス

旧会社法では当局の事前許可を得る等、当局が監視監督能を担っていたが、新会社法では取締役の責任の明確化やKey Managerial Personnel(主要経営責任者、「KMP」)の任命等、企業が自主監督機能を担い、コンプライアンスを順守しなくてはならなくなつた。

また、前述の会社秘書役の設置義務のある企業は、会社秘書役報告書を取り扱い報告書と共に、すべての株主に提供する必要がある等、財務報告の実施義務、内部統制システムの構築など種々のコンプライアンス要件が、新会社法にて規定されている。なお、会社秘書役とはコンプライアンス責任を有する会社の機関であり、一般的な事務作業を行う秘書とは異なる。

4-2 合弁会社

合弁会社は、単独では困難又は非経済的な事業目標を達成するためのプラットフォームを提供し、様々な利点をもたらす協力体制と考えられている。自社に無い専門性と機能を持つパートナー企業との合弁会社を通じて、新たな市場へのアクセス、新たな事業を展開することが可能になるため、インド進出時の1つのオプションとして考えられている。

● 利点

- ・ 経営資源の活用:
グローバル化に伴い、労働力、資本、技術資源の確保が、企業の成長の原動力となっている。合弁会社を通じて、上記資源の獲得・共有が可能になる。
- ・ 能力と専門知識の活用:
パートナー企業は、合弁会社に貢献するための補完的な能力・専門知識を有し、また、異なる業界での経験を共有することで、相乗効果が期待される。

- ・ リスクの共有:
合弁会社は、新規事業に関連するリスクを共同で管理することが可能。
 - ・ 市場アクセス:
合弁会社を通じて、他の地域、消費者セグメント、および製品市場にビジネスを拡大することが可能。
- **合弁会社を成功に導く要素**
- ・ 合弁会社設立の理由、共通の将来ビジョン、事業計画
合弁会社設立の理由を明確化し、合弁相手と共に将来ビジョンおよび事業計画を持つことが第一歩である。
 - ・ 合弁契約書
最も重要なことの1つとして、合弁契約書の締結が挙げられ、細部まで気を配りながら、合弁相手と合意・策定する必要がある。
 - ・ 人的/技術的資源の確保
合弁会社の事業を推進するのに不可欠な人材/技術を見極め、当該資源を確保する施策が必要である。
 - ・ 役割の明確化
将来、合弁会社への各パートナーの貢献度を適切に測るために、各パートナーの役割を明確化し、その目標/評価方法も事前に合意する必要がある。
 - ・ コンティンジェンシー・プラン
合弁会社の事業運営に重要な影響を与える法規制の変更等に備えて、コンティンジェンシー・プラン（撤退オプションも含む）を定めておくべきである。

● 出資比率に応じて付与される権利

出資比率に応じて付与される主な権利は以下の通りである。

出資比率	付与される主な権利
10%以下	<ul style="list-style-type: none"> 会社法により、特に付与される権利はないが、通常は、事業をモニタリングするため、取締役会への参加を求める。
10%超25%以下	<ul style="list-style-type: none"> 会社法により、以下の権利が付与される。 <ul style="list-style-type: none"> 会社が最善の利益を追及していないと考える際に当局に訴える権利 株主総会の招集請求権 当局への調査請求権 通常は、取締役を派遣することや、新株優先引受権が付与されるよう、合弁契約書に記載。
25%超50%以下	<ul style="list-style-type: none"> 会社法により、特別決議を必要とする重要な意思決定に対する拒否権が付与される。 通常は、取締役の任命権や事業計画、関連当事者間取引、資本構成の変更に反対する権利、主要経営陣 2 名の任命権等を合弁契約書に記載。
50%超75%未満	<ul style="list-style-type: none"> 会社法により、普通決議を必要とする事項(事業運営、事業に係る決定)の決定権を得る。 通常は、主要経営陣を監督する権利を合弁契約書に記載。
75%以上	<ul style="list-style-type: none"> 会社法により、特別決議、普通決議共に決定権を得るため、経営および事業運営をコントロール可能。

4-3 コーポレートガバナンス

1956年インド会社法では、企業の不正に関する包括的な規定が存在しておらず、国際企業の海外事業拡大に伴う経営のグローバル化等、インドを含む海外子会社のコーポレートガバナンスの重要性が高まるなかで、インドにおいても法整備が待たれる状況であった。

そんななか2000年代に発生した、大規模な企業の不正事件により、コーポレートガバナンスと内部統制のぜい弱さが露呈したことを受け、2010年のMCAによるガイドラインの制定、2013年会社法の改定により、コーポレートガバナンスに関する取締役の責任の明確・厳格化、内部統制システムや内部告発制度の設置義務が明確化された。

加えて、2020年の監査報告書規則(CARO; Companies Auditor's Report Order)内では内部統制とコーポレートガバナンスの透明性を高めることに重きをおき、法定監査人は企業の内部監査機能についてコメントをすることが求められることになった。

● インドにおける不正の現状

インドでは2000年代以降、大規模な企業の不正事件が増加の一途をたどった。 Serious Fraud Investigation Office(重大不正捜査局)の調査によると、2011～2012年期から2014年6月までの約3年半の期間において、1,080億INR(約2,052億円)を超える企業不正が発生したと公表している。

また、RBIに報告された銀行の不正事件の件数は、2009～2010年期からの4年間で46%減少したが、この期間に報告された不正の金額は、実に324%も増加し、2012～2013年期には864億INR(約1,642億円)に達する。

内部統制システム:

3-4 外部監査 「内部統制監査」(39ページ)参照

取締役の責任の明確・厳格化:

既述の内部統制が適切に運用され、報告実施する義務が取締役に対して明確化された。またその義務を怠った場合、禁固刑を含む厳格な罰則が与えられることが規定された。

内部告発制度の設置義務:

一定の条件を満たす企業(注)に対して、内部告発制度の設置及び運用が義務付けられた。規定では内部告発者への迫害を防ぎ、適切な保護手段を提供し、誠実な内部告発を促すための体制を構築、供給することを明記している。

(注) 上場企業、もしくは地方公共団体、地方公営企業、公團から受け入れた公的預金を保有している、もしくは、銀行からの借入金、及びプライベート・ファイナンス・イニシアティブ(PFI)の総額がINR5億以上である企業。

● コーポレートガバナンス強化に向けた、業務プロセス・システムの構築

インドは1991年の市場開放後の海外からの急激な投資の増加、そして経済成長を背景に、世界から有力な投資先として注目してきた。

その経済成長に合わせるように、インド企業は組織運営・プロセス構築よりも、特定の個人の能力に依存したとしても、スピード感を持った企業拡大を優先してきた背景がある。また文化的にも年功者・上位役職者の行動に異を唱えることは多くなく、それも内部告発が推進されてこなかった一因である。

既述した法的要請に基づくことは勿論、コロナを経て新たな業務スタンダードの中、業務プロセスの明確化・文章化、及び業務システムを活用し、内部コントロールを強化していく必要性は高まっていると言える。

4-4 労働関連法

連邦国家であるインドでは、立法権も中央政府と州議会、および地方自治体それぞれ認められているため、労働関連の法律は其々に多数制定され、煩雑な仕組みとなっていた。

しかし近年になり、インド政府は投資促進施策を打ち出し、ビジネス環境改善に努めており、労働法関連規制やその手続きの簡素化を図っている。

その取組みの大きな成果として、中央政府が管轄する主要な29の労働法を統合し、包括的な4つの法(Labour Code)にまとめた。法案はすでに公開されており、今後の施行が待たれる状況となっている。

以下に現行主要労働法についてまとめる。

労務・労使関係に関する法律	
工場法 The Factories Act, 1948	工場における労働条件を規定し、労働者の安全・衛生、適正な労働時間と、他の利益の確保を保証する。
小規模店舗法店舗および施設法 Shops and Establishments Act	工場法もしくは、他の法規則に当てはまらない、商業店舗を含む店舗や企業における労働条件を規定するもの。 各州ごとで労働時間、休憩時間、有給休暇数、超過労働の定めなどが異なる。
労働紛争法 Industrial Disputes Act, 1947	レイオフ、人員整理、企業閉鎖、労働条件の変更方法などを規定するもの。労働者が企業(雇用者)と対等に団体交渉する権利を保障する。

産業雇用(就業規則)法 Industrial Employment (Standing Order) Act, 1946	産業施設(製造)運営事業者に対し、その企業が適用する労働条件を明確に規定することを求めるもの。当該法には労働条件のドラフトが添付されており、自社にて作成し認可を受けた就業規則を保有していない場合は、当該案に沿って運用されているものと認識される。
セクシャル・ハラスメント(予防・禁止及び救済)法 The Sexual Harassment of Women at Workplace (Prevention, Prohibition and Redressal) Act, 2013	職場におけるセクシャル・ハラスメントから女性を保護することを目的に、規模を問わず全ての企業に安全な職場環境の提供、及び発生時の内部通報からその解決を義務付けたもの。 委員会の設置や、規則の明文化、通報事案の調査の仕組み構築、取締役会および政府当局への報告義務、従業員の教育などが規定されている。
出産手当(改正)法 The Maternity Benefit (Amendment) Act, 2017	出産休暇の期間や適用要件を規定するもので、規模を問わず全ての企業に適用される。1961年に規定された出産手当法が2017年3月に改訂され、休暇期間が12週間から26週間に延長、代理母出産および養子受入時の規定が盛り込まれ、50名以上の従業員を雇用する場合は500メートル以上の託児施設を提供することを規定した。
賃金に関する法律	
賃金支払法 Payment of Wages Act, 1936	一定の給与水準以下の労働者に対する賃金の支払い周期、支払い方法を規定する。 2017年の改正により支払い方法が、原則1) 硬貨・紙幣、2) 小切手、3) 銀行口座振込に限られた(それ以外の方法で支払う場合、事前に書面による承認を得る必要がある)。
最低賃金法 Minimum Wages Act, 1948	労働者の能力と仕事内容に応じて最低賃金を保証し、非組織セクターで就業している労働者を保護することを目的とした法律で、中央政府、州政府ごと、産業ごとに最低賃金が異なる。三ヵ月前に官報にて通知がなされるとされているが、実際には直前に通知があることもある点、注意が必要、

退職金支払法 Payment of Gratuity Act, 1972	労働者が退職する際に、その期間(5年以上)の慰労として支払う退職慰労金について規定している。その金額は勤務年数と最終給与額によって計算されるが、200万ルピーが上限となっている。
賞与支払法 Payment of Bonus Act, 1965	会計年度に20名以上の社員を雇用した事業者が、30日間以上働いた労働者に対し、利益や生産性と連動した賞与を支払うことを保証するもの。役職は管理者であったとしても、給与が一定額を超えない労働者は賞与支払いの対象となる。
社会保障に関する法律	
労働者補償法 Workmen's compensation act, 1923	雇用から生じた事故により、労働者が傷害または死亡した場合に、労働者や扶養家族に対して救済を補償するもの。2017年の改定により、該当補償の権利について、情報開示が義務付けられた(従業員国家保険法が適応される企業は、適用除外)。
従業員準備基金及び雑則法 Employee Provident Fund & Miscellaneous Provisions Act 1952	労働者の退職後の生活保障のための、準備金の積み立てを義務付ける法律。月額給与INR15,000以下の従業員を20名以上雇用する企業に適用される。2016年10月に日印社会保障協定が発効され、5年末満の駐在者に対しては加入が義務付けられず、日本の年金制度との二重支払いが回避できるようになった。
従業員国家保険法 Employee State Insurance Act, 1948	貧困層を対象とした国家医療保険制度で、規定に従い保険料の拠出を行う必要がある。2016年以降、保険料の免除や保険料のレート、対象範囲等に関し4回にわたり改正が行われている。

インドにて事業活動を行う全ての企業は自社に適用される各種労働法関連法に準拠することが不可欠です。また従業員採用時には内定通知書の発行、雇用契約書の締結、就業規則を通して、就業時間、試用期間、給与支給日、休日・祝日、有給休暇等通知し運用すること、その後のトラブルを防ぐことが出来る。

新労働4法

原則すべての会社が適用対象とされる、新たな労働関連法が中央政府より立法化さ

れ、今後の施行が待たれる状況となっている。現在は40ある中央労働法のうち、29の労働法を以下4つにまとめた。100以上あると言われる州の労働法は対象外とした。今後も州法と中央法とを参照する必要性は依然として残ることとなるが、4つの新たな労働法の運用を目的とした中央・州政府の規則についても今後発表される予定である。

新労働4法では、新たな従業員カテゴリーの制定(例“gig workers”)、各々の労働関連法内にて用いられる用語の定義が現行法から改定されることとなる為、注意を払う必要がある(例：“賃金”、“労働者”等)。

またコンプライアンス違反に対し、より厳格な罰則規定が導入されることとなる点にも留意が必要となる。

新労働法による新たな責任要件:

- ESIおよびPFに基づく従業員に対する補償範囲と責任の増加
- 支払い退職金額の増加
- 一定規模以上の企業に対する食堂(Canteen)や託児所設置義務
- 一定規模以上の企業に対し、従業員の健康診断機会の提供義務
- 社員の辞職時における迅速な賃金支払いの実施
- 社会保障制度の任意加入・脱退の選択肢の付与

新労働4法	概要
賃金法 Code of Wages, 2019	賃金関連法(賃金支払法、最低賃金法、賞与支払法、賃金均等法)を統合し、賃金の定義、最低賃金額、賃金支払いについて規定された。 退職者への賃金支払いのルールの明確化、賞与支払対象者の拡大が予想される。
社会保障法 Code on Social Security, 2020	これまでの社会保障に関する9つの法律を統合し、社会保障の範囲の拡張を含め、支給の義務、社会保障の拡充を図るべく規定された。 一定期間の電子記録の保管、退職金の計算方法の変更等が発生するため、積立金の積み増し等を含む運用・手続きの変更が生じる可能性がある。

労使関連法 Industrial Relations Code, 2020	労使関連法(労働組合法、産業雇用法、産業紛争法)を統合し、雇用・解雇に関する規制などを定義した。 労使交渉の組合認定の概念が導入されたり、ストライキ、ロックアウトの考え方等が明記されたりすることとなる為、注視が必要。
労働安全衛生法 Occupational, Safety, Health and Working Conditions Code, 2020	安全衛生に関わる13の法律を統合し、労働時間、労働環境の整備等について規定された。 企業の施設の設備の基準が制定され、また用語の定義の変更が生じるため、新たな法規制に沿い会社設備の見直し、社員の法律上のカテゴリーの再評価が必要になると考えられる。

4-5 日本人就労のルール(就業許可、FRRO、PF)

● 就業許可とFRRO

インドにてビジネスを行うには目的に応じたビザを取得する必要がある。日系企業に勤務する日本人が取得するビザは、主に以下の2種類である。インドではビザに関する規定が頻繁に改訂されるため、申請前には最新情報の確認が必要である。

Business Visa(B-VISA) :

拠点の設立に関する準備または設立可能性の検討、インド企業との商談、買付け等を目的に訪問する際に取得が可能なビザとなる。なお、日本国籍を有する日本人が取得可能なB-VISAの有効期間最大10年、連続での滞在期間は6か月が最長となる。在インド企業からの招聘状などの書類提出が求められる。

Employment Visa(E-VISA) :

就労ビザ。在インド企業からの採用通知や雇用契約書などの提出が求められる。有効期限は延長も含めて、最長5年である。年間2万5,000ドル以上の所得が保障されている必要がある。

また、180日以上の就労ビザを持ってインドに入国した場合には、14日以内に Foreigners' Regional Registration Office (以下「FRRO」) もしくは Foreigners' Registration Office (以下「FRO」) に登録する必要がある。なお、FRROの取扱いには州ごとに違いがあるため、赴任先の州のコンサルタントや会計士などに詳細を確認することが望ましい。

日本とインドは社会保障協定を締結・発効(2016年10月以降)していることから、日本

の社会保障制度に加入する日本人駐在員は5年以下の勤務期間であれば、インドでProvident Fund(従業員積立基金,以下「PF」)を拠出する必要はない。なお、日本の年金制度に加入していることを証明するための適用証明書(Certificate of Coverage,「CoC」)を日本で取得し、インド駐在後にインドのPF当局に提出する必要がある。

日本の社会保障制度に加入しているにもかかわらず、既にインドにてPFを拠出していった場合は、過去の拠出金額及び積立て発生した利息を含め総額を、PF口座より引き出すことが可能である。

4-6 知的財産権とブランド

● 法務・運営上の取り扱い

外国企業は一般的に、自社のブランドを付与する場合、ライセンス供与の形態でインド企業に付与する。当該商標のライセンス供与に係る書面の合意書がある場合、商標登録は必須ではない。

ブランド・商標の使用に係るロイヤルティの支払いは、政府の事前承認を必要としない。したがって、日系企業からインド企業へのブランド・商標の付与は比較的容易と言えるものの、インドにおける知的財産権およびブランドの保護を念頭に置き、企業が持つ技術とノウハウを確実な形で保護することが重要である。

加えて、近年ではインド国内企業から外国企業への商標権侵害の訴訟も増えてきており、当該商標がインドで使用可能かについて、事前確認することが望ましいと言える。

また、パートナーのインド企業とライセンス契約を締結する場合、将来の提携解消等の可能性を鑑みた契約条件とすることが最も望ましい。

● 税務上の取り扱い

所得税法:

外国法人へロイヤルティを支払う場合、1961年の所得税法に従い、在印法人による源泉税納付が必要(18ページ参照)。しかし日印租税条約により、インドにPEがない企業がインド企業から受け取るロイヤルティ収入には、特定の条件を満たすことで、軽減税率10%が適用される。(特定の条件:対価を受け取る外国企業がインドの税務番号を取得すること、及びその外国企業が同国で居住証明を税務当局から入手してインド支払い側の法人へ渡すこと)

なお、外国企業の場合は、インドの税務番号ではなくその国での納税者番号等の提示で代用できることが発表された。

GST:

- ・ ライセンス、ロイヤルティ、特許、著作権、商標等の知的財産権の一時的な譲渡、貸付は、GSTでは「サービス」の共有としてみなされ、物品・サービスの提供に対して課されるGSTが適応される
- ・ 一般的に特定の条件を満たす場合はロイヤルティへの課税は免除される。具体的には、ブランド・商標の対象となる物品が輸入され、申告価格(査定価格)にそのロイヤルティ・ライセンス料が含まれる場合、ロイヤルティ・ライセンス料に対して別途で課税されることはない(輸入時の関税対象となる物品価格に含まれており、二重課税となるため)。
- ・ 上記の条件を満たさない場合、つまり当該ロイヤルティ・ライセンス料が不随する物品の輸入がなく(関税が発生していない)ブランド・商標のみが供与されている場合には、サービスの提供として、その対価であるロイヤルティ・ライセンス料に対して、税率12%で州を跨ぐ取引や輸入のケースで適用されるIGSTが課せられる。
- ・ このIGSTは、リバースチャージ方式(RCM)と言われる、ロイヤルティ・ライセンス料の支払いを行う側のインド企業によって納税される。またこのリバースチャージマニズムの下で支払われるIGSTは、特定の条件を満たすことで、税額控除対象とすることが出来る。

GST導入時点では、ロイヤルティ・ライセンス料に対しては常にIGSTが課されていたが、二重課税の排除を目的に、2018年1月25日の通達にて上述の条件と課税免除の規定が定められたが、実際にはロイヤルティ・ライセンス料に対する課税は、2018年以降も訴訟対象になっている為、注意が必要であると考えられる。

4-7 電気電子機器の産業廃棄物処理

インドで電気電子機器を生産、販売またはリファービッシュ(注)する際には、E-Waste管理法(E-Waste Management Rules, 2016)が適用される。この際、生産者に対しては、E-Wasteに関する認可ならびに製造工程及び物流行程にて発生するE-Wasteの回収責任が生じる。また販売者に対しては、製品や販売年数などに応じて決められた割合のE-Wasteを市場から回収する責任やExtended Producer Responsibility(以下「EPR」)の認可を得る必要などが生じる。なお、EPRの認可取

得にあたっては、E-Waste回収や廃棄に関する計画の提出などが求められる。これらの責任を果たせない場合、インド国内での販売が禁止される可能性がある。さらにインド政府は、これらの責任を果たしていない企業(外資系を含む)の特定と公表を始めている。

(注) 初期不良品や中古品などを修理や整備などし、新品に準じる状態に仕上げること

4-8 ESG

インドでもESG(Environmental, Social and Governance)の観点から企業活動をコントロールする機運が高まっている。一部企業に対しては、下記のように対応が義務付けられているルールもある。

- **SEBI(the Securities and Exchange Board of India)への事業責任・持続可能性報告書(BRSR)の提出**

従来、SEBIは、時価総額上位1000社(毎年3月末の市場における時価総額に基づく)に対し、毎年取引所に対する年次報告の一環として、当該企業のESG観点での取組みについて報告する、事業責任報告書(BRR)の提出を義務付けてきた。

2021年5月にSEBI規則が改正され、FY 2022-23からは、事業責任報告書(BRR)に代わり、事業責任・持続可能性報告書(BRSR)の提出が時価総額上位1000社に対して義務付けられることとなった。時価総額上位1000社以外については、BRR同様任意で提出することとなっている。また、SEBIは新しいフォーマットとともに、企業に求められる開示範囲の解釈を可能とするためのガイダンスノートを規定している。

BRSRで求められる主な情報開示は以下の通りである。

- ・ 企業の重要なESGに関するリスクと機会の概要、リスクを軽減またはそれに対応するための方策、およびその財務上の影響
- ・ サステナビリティ関連の目標と、それに対する実践
- ・ 資源の利用(エネルギーと水)、大気汚染物質の排出、温室効果ガスの排出、循環型経済への移行、発生する廃棄物とその管理方法、生物多様性などの側面を含む、環境関連の情報開示
- ・ 労働関連、バリューチェーン、コミュニティ、消費者の側面を含む、社会関連の情報開示

5. 事業の拡大、縮小

5-1 増資、減資

● 増資

インド企業の増資は、普通株式、優先株式等の発行による。非上場会社の場合、会社法に基づき、以下の手順で増資を行う。

1. 授権資本金額の引き上げ:

増資額に合わせ、資本金の上限となる授権資本金額が不足している場合、増加する枠に連動した登記料と各州で定められている印紙税を当局に支払い、上限を増加させる。

2. 株式価格の算定:

居住者から非居住者への株式の発行に際しては、FEMAの規定上、国際的に使用される価値算定方法に沿って算出された公正価値を最低価格として、それ以上の価格で発行する必要がある。

3. 株主からの認可及びその他の準備:

株式発行に関する株主からの同意取得。

株式発行まで資本準備金を保管するための別銀行口座の開設。

4. 株式の発行:

増資額に連動した印紙税を納税し、株式を発行。

増資方法は以下の2つが挙げられる。

第三者割当増資:

特定の第三者に対してのみ株式を発行。

定款に第三者割当増資が認められていない場合、定款を改訂する必要がある。

特別決議事項として、総会参加で投票した株主の75%以上からの同意が必要。原則として挙手により決議されるが、定款で議決権割合に応じた投票について定めている場合には、それに従う。

Rights Issue:

既存の株主に、持ち分比率に応じて按分に新株引受権利を付与。

新株発行時の権利の行使は株主が決定する。

● 減資

減資は会社法の規定に基づき、従来の高等裁判所ではなく、National Company

Law Tribunal(会社法審判所、以下NCLT)からの認可が必要で、手続きは以下のとおりである。

1. 取締役会決議及び株主の特別決議
2. 株式価値算定及び監査人の証明
3. 会計処理に関する監査人の認可
4. NCLTへの申請
5. 株主及び債権者会議にての認可取得
6. 法人税含む各種認可の取得
7. NCLTからの認可
8. 減資の実行
9. 有償減資(対価/損失に対する補償/株式の消却を伴う資本減少)

NCLTは中央政府、ROC、会社債権者および(上場企業の場合には)Securities and Exchange Board of India(インド証券取引委員会、以下SEBI)への通知を行い、3ヵ月以内に異議申立てがなければ、減資に反対しないものとみなされる。

法人税法上は、資本の株主への分配は2つのカテゴリーで考えられ、利益の累計額の分配は配当とみなされて配当税が課される。利益の累計額を超える部分の分配(有償減資)は株主による株式の売却とみなされ、株主にキャピタルゲイン税が課される。キャピタルゲイン税は、原則として株主の当初の取得コストから受取額を差し引いた金額に課税される。

外国為替管理規制上、減資は自動承認ルートのもと許容されている。ただし、減資金額は国際的に認められる第三者価格に基づき評価される公正価値を超えてはならない。

5-2 有償減資以外の利益還流

(以下の内容は、非上場会社を前提としている。インド株式市場に上場している会社の場合には、以下の内容に加え、インド証券取引委員会等が定める開示ルールを順守する必要がある。)

在印法人から日本の親会社へ利益を回収する手段としては、有償減資以外に主に以下の方法が考えられる。

● 配当

配当について外国為替管理規制はなく、会社法により定められている配当制限額内

にて決定された配当をインド国外に送金することができる。

なお、2020年に改正された財政法により、企業は配当分配税(DDT)を支払う必要がなくなり、配当金収入は株主に課税されることとなっている(税務については17ページ参照)。

● 自己株式の取得

会社法上、会社は一定の要件を充たす場合、以下の範囲で自己株式を取得することができます。

- ・ 剰余金額
- ・ 株式払込剰余金
- ・ 取得予定の自己株式とは異なる種類の株式や特定有価証券(従業員ストックオプション等を含む)を発行している場合、その発行金額

なお、定款には自己株式の取得ができることが定められ、また、株主総会の特別決議で承認される必要がある。買取りは特別決議の日から1年以内に完了しなければならず、取得が終了した日から7日以内に消却しなければならない。取得が終了した日から30日以内にROCに対して報告する義務がある。

法人税法上、自己株式の買取りは、会社からの利益の分配として扱われるため、買取りを行った会社側では法人税(いわゆるBuy Back Tax, BBTと呼ばれる)、サーチャージ及びセスの課税対象となる。自己株式取得で会社側が支払う金額から株式発行の際に受け取った金額を差し引いた額に課税がなされる。金額の算定手法等、詳細は専門家の分析が必要である。

外国為替管理規制上、自己株式の取得は自動承認ルートのもと許容されている。ただし、自己株式の取得価額は、国際的に使用される価値算定方法に沿って算出された公正価値を超えてはならない。

5-3 事業拠点の清算、撤退、閉鎖

会社清算・撤退の主要なメカニズムとしては、任意清算(Voluntary Liquidation)、強制清算(Liquidation)、除名(Strike-Off)、合併／企業統合(Merger/Amalgamation)等が挙げられる。Insolvency and Bankruptcy Code(破産倒産法、以下IBC)導入前は、これらすべての手法について主に1956年会社法、2013年会社法で規定が存在したものの、統一的な倒産法は存在していなかった。

2016年12月のIBC導入、2017年4月の通達を受け、現在では、強制清算、任意清算ともに原則IBCの下で定められており、2013年会社法の自主清算に係る条項は廃止

されている。除名、合併／企業統合を通じた会社清算・撤退に関しては、現在でも会社法で規定が定められる。

IBCでは株主と債権者の手続きは統合され、これまでより強い権限が債権者に認められている。管財人としてインド破産倒産委員会のメンバーとして登録されている倒産専門家が任命される。

会社の清算手続きは以下のとおりである。

● **任意清算**

主に下記の条件、取締役が示す手続き要件を満たすことで、任意清算を実施できる：

- ・ 過半数の取締役による以下を示す宣誓書の整備：
 - i) 債務が存在しない、もしくは清算時の資産の売却により債務履行が可能。
 - ii) 詐欺行為を目的とした清算ではない。
- ・ 監査済み財務諸表等の所定の書類の整備。
- ・ 任意清算の決定と管財人の任命に係る株主の特別決議の取得(取締役による宣誓書整備から4週間以内)。
- ・ 一定以上の債権者による承認の取得(特別決議から7日以内)。

管財人は12ヶ月以内に清算手続きを完了する必要があり、12ヶ月以内に清算できない場合、債権者・出資者集会を開催する。

管財人は清算終了後、ROCに監査済みの自主清算期間に係る会計帳簿、資産廃棄や債務弁済、訴訟中ではないとの陳述書、資産の売却明細書を含む最終報告書を提出する。ROCに提出すべき書類や通知すべき報告はすべて、インド破産倒産委員会にも同様に提出及び通知する必要がある。

● **強制清算**

主に下記の状況で、NCLTは、債務者(当該企業)に強制清算を命じる：

- ・ NCLTが債務者から再生計画を期限内に受領しない場合。
- ・ NCLTが再生計画を承認しない場合(規定される必要条件が満たされない場合)。
- ・ 再生手続き中、債権者委員会にて清算が決裁され、管財人がNCLTに通知する場合。
- ・ 債務者が承認済みの再生計画に反し、それにより不利益を被った者が債務者の強制清算を申し立て、NCLTがその申し立てを承認する場合。

● 除名

ROCからの除名による会社清算で、特に事業運営が既に停止している、停止に近い状況にある企業が検討できるメカニズムとなる。主に下記の条件を満たした上で、所定の申請を行うことで、除名手続きが実施される。

- ・ 申請時の会計年度から見て、直近の2年間、事業活動が行われていない。
- ・ 申請時の貸借対照表において、資産、負債ともに金額がゼロである。
- ・ 各種税(直接税・間接税とも)、銀行等の金融機関への未払債務が存在しない。
- ・ 調査、裁判所が主体となる未解決の違反事項等が存在しない。
- ・ 申請時の会計年度から見て、直近の2年間、休眠会社の申請を行っていない。

条件の確立に時間が必要な可能性はあるが、条件を満たした後、一般的には、申請から3ヶ月から5ヶ月程度で除名手続きは完了する。

なお、支店及びプロジェクト事務所の閉鎖手続きは以下のとおりである。

● 支店の閉鎖手続き

支店を閉鎖するには、概ね以下の手続きを行う。

- ・ 全資産を売却し、負債の完済を実施(その過程で当然契約はすべて解約し、従業員の解雇も行う)。
- ・ 支店閉鎖日の決定。
- ・ 会計監査を受け、税務申告を実施。税務当局からNOCを入手。
- ・ 支店閉鎖後の余剰資金を送金するための申請をRBIへ実施。
- ・ 余剰資金を本店に送金し、銀行口座を閉鎖。
- ・ ROCへForm FC-2、監査済み財務諸表及び本店の財務諸表を提出。

● プロジェクト事務所の閉鎖手続き

プロジェクト事務所を閉鎖するには、概ね以下の手続きを行う。

- ・ 閉鎖日を決定し、閉鎖日時点での決算書に付き会計監査を実施。
- ・ 従業員との契約を終了し、すべての法的債務を清算。
- ・ 税務申告を行い、税務当局からNOCを入手。
- ・ Form FC-2及び監査済み財務諸表をROCに提出。
- ・ プロジェクト事務所が業務を行うにあたり登録した関係当局に事務所閉鎖の認可を申請。

5-4 合併、企業統合、組織再編

合併は、資産、負債、従業員、契約、係争等、事業のすべてを別のインド企業に移転させる手法である。インド国内の別の子会社・関係会社等、統合先がある際には、撤退手法の1つとして検討される。

● 合併、分割

資本資産の移転は原則キャピタルゲイン課税の対象になるが、合併における移転の場合、特定の条件を満たすことで、同課税の対象外になる。また、合併する側の企業（清算・撤退の対象となる企業）における事業上の損失（減価償却費を含む）は合併される側の企業に引き継がれ、最長8年まで繰り越されるなど、税務上の恩恵を期待できる。ただし、不動産の譲渡に係り発生する（正確には不動産の所有権の移転時の書類に係り発生する）印紙税は常に課税される。

従来、合併の実施には、高等裁判所の承認が必要とされたが、現在では、当該地域のNCLT(及びその他の関連当局)の承認が必要とされる（通常、これらの承認プロセスには約8ヶ月から10ヶ月要する）。なお、企業結合の一手法である分割も同様の承認・手続きを経て行われる。

合併・分割の手続きは以下のとおりである。

1. 取締役会決議及び株主の特別決議
2. 株式価値算定及び監査人の証明
3. 会計処理に関する監査人の認可
4. NCLTへの申請
5. 株主及び債権者会議にての認可取得
6. 法人税含む各種認可の取得
7. NCLTからの認可
8. 印紙税の納税
9. 会社登記局への通知及び株式発行

また、ケースによっては、Competition Commission of India(インド競争委員会)やその他の業界特有の関連機関・当局の承認も必要とされる。

● 合併会社の組織再編

合併会社の株式の買い増し、売却に際しては、取引価格に以下の制限があり、Authorized Dealer銀行を通じて、RBIへバリュエーションレポートの提出が求められる。

居住者から非居住者への売却:公正価格以上での取引

非居住者から居住者への売却:公正価格以下の取引

公正価格は、国際的に認められた価値算定方法に基づく現在価値となるため、当初合意した取引価格が、実際の取引時には認められない可能性がある。

インドでの連絡先

担当者	携帯番号	eメール
パートナー 太田 聖児	+91-98100-31534	seijiota@kpmg.com
ディレクター 小宮 祐二	+91-99450-93800	yuiikomiya1@kpmg.com
ディレクター 空谷 泰典	+91-88793-01655	soratani@kpmg.com
アソシエイトディレクター 井上 ゆかり	+91-99713-56749	yukariinoue@kpmg.com
マネージャー 荒川 瑞樹	+91-96677-98366	mizukiarakawa1@kpmg.com

日本での連絡先

有限責任 あづさ監査法人 Global Japanese Practice インド事業室

〒162-8551 東京都新宿区津久戸町1-2 あづさセンタービル

Tel +81-3-3266-7003

India@jp.kpmg.com

大阪事務所

〒541-0048 大阪市中央区瓦町3-6-5 銀泉備後町ビル

Tel +81-6-7731-1000

名古屋事務所

〒450-6426 名古屋市中村区名駅3丁目28番12号 大名古屋ビルディング26階

Tel +81-52-589-0500

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報をもとにご判断ください。

© 2022 KPMG Assurance and Consulting Services LLP, an Indian Limited Liability Partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.
22-5005

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト © IFRS® Foundation すべての権利は保護されています。KPMG Assurance and Consulting Services LLP は IFRS 財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS 財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.org でご確認ください。

免責事項：適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会と IFRS 財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしはらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」および「IAS®」は IFRS 財団の登録商標であり、KPMG Assurance and Consulting Services LLP はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および（または）登録されている国の詳細については IFRS 財団にお問い合わせください。